

平成23年2月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 本田亮

平成21年(行コ)第241号 分限免職処分取消等請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所 平成18年(行ウ)第478号)

口頭弁論終結日 平成22年10月26日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 原判決主文2項を次のとおり変更する。

(1) 千代田区教育委員会が控訴人に対し平成17年9月1日付け及び同月20日付けでした各研修命令がいずれも無効であるとの確認を求める訴えを却下する。

(2) 控訴人のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決主文2項を取り消す。

2 東京都教育委員会(都教委)が控訴人に対し平成17年8月30日付けでした戒告処分(本件戒告処分)及び平成18年3月31日付けでした分限免職処分(本件分限免職処分)をいずれも取り消す。

3 千代田区教育委員会(区教委)が控訴人に対し平成17年9月1日付け及び同月20日付けでした各研修命令(本件各研修命令。同月1日付けのものが本件研修命令①、同月16日付けのものが本件研修命令②)がいずれも無効であることを確認する。

4 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して、50万円及びこれに対する平成18年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人東京都は、控訴人に対し、250万円並びにうち50万円に対する

平成17年8月30日から及びうち200万円に対する平成18年3月31日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被控訴人千代田区は、控訴人に対し、150万円及びこれに対する平成18年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、東京都公立学校教員に採用され、千代田区立九段中学校（以下「九段中学校」という。）に勤務していた控訴人（原告）が、都教委から本件戒告処分を、区教委から本件各研修命令を、都教委から本件分限免職処分を受けたことに関して、本件戒告処分、本件各研修命令及び本件分限免職処分の違憲性、違法性を主張して、本件戒告処分及び本件分限免職処分の各取消し並びに本件各研修命令の無効確認を求めるとともに、被控訴人（被告）東京都に対し、本件分限免職処分後の給与及びこれに対する各支給日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求め、本件戒告処分、本件各研修命令及び本件分限免職処分を受けたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法に基づき、慰謝料（被控訴人東京都に対しては、本件戒告処分による50万円、本件研修命令②によるもののうち50万円、本件分限免職処分による200万円の合計300万円、被控訴人（被告）千代田区に対しては、本件各研修命令による200万円）及びこれに対する不法行為後の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 本件戒告処分、本件各研修命令及び本件分限免職処分は次のようなものである。

### (1) 本件戒告処分

ア 控訴人は、平成17年6月下旬ころ～同年7月上旬ころの間、九段中学校3学年における社会科公民の授業の際、生徒に対し、「3学年、紙上討論1」と題する資料（本件資料）を配布し、これを使用したものであるが、同資料には、控訴人が同年4月19日付けで韓国の大統領に

送ったとする手紙が掲載され、その中に下記の記載（以下「本件記載」という。）があった。

### 記

情けないことではあります、04年10月26日の我が東京都議会文教委員会において、古賀俊昭という都議会議員（自民党）は言っています。「（我が国）侵略戦争云々というのは、私は、全く当たらないと思います。じゃ、日本は一体どこを、いつ侵略したのかという、どこを、いつ、どの国を侵略したかということを具体的に一度聞いてみたいというふうに思います。（カッコ内は増田）」（文教委員会議事録）などと、国際的には恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として披露しているのが我が日本国の首都の議会なのです。・・・侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社の歴史教科書を「生徒たちに我が国に対する愛国心を持たせる一番良い教科書」などと公言して恥じない人たちですから。古賀都議その他の歴史偽造主義者達が「日本は一体どこを、いつ侵略したのかという、どこを、いつ、どの国を侵略したかということを具体的に一度聞いてみたい」なら、「一度」韓国独立記念館や南京大虐殺記念館に行ってみたらいいのです。

イ 都教委は、平成17年8月30日、控訴人に、地方公務員法33条に違反し、同法29条1項1号及び3号に該当する行為があったとして、控訴人に対し、本件戒告処分をした。同処分の処分説明書には、処分の理由として、「社会科公民の授業を行った際、特定の公人名を挙げて、国際的には恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として披露している、歴史偽造主義者達という不適切な文言を記載し、また、特定の出版社名を挙げて、歴史偽造で有名なという不適切な文言を記載した資料を作成し、使用した。このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけるとともに、職全体の不名誉となる

ものであり、地方公務員法33条に違反する。」との記載があった。

## (2) 本件各研修命令

ア 区教委は、控訴人が、平成10年～11年に、生徒の保護者が、控訴人の授業のやり方について校長等に苦情を伝えたことに関して、社会科の授業において配布したプリント中に、「あなた達の親の一人が教育委員会に密告（若者スラングで言う『チクリ』）電話や密告ファックスを送るというクライエント情熱やエネルギーには敬意を覚えます。」などの記載をしたこと等により、都教委から、2度の懲戒処分（第1次、第2次懲戒処分）を受け、2年7か月の研修を受けたにもかかわらず、上記(1)アのとおり、本件資料を作成、配布して授業を行ったことにより3回目の懲戒処分となる本件戒告処分を受けたことから、控訴人には、指導方法に改善が見られず、教育公務員としての適格性に疑問があり、研修によって指導方法を改善させ、教育公務員としての資質向上を図る必要があるとして、控訴人に対し、「学習指導の改善」、「教育公務員としての資質向上」及び「生徒、保護者の個人情報保護に係る配慮事項」の3つを研修の課題に設定し、これに関連した具体的な課題を毎日2題づつ与え、控訴人に論文を作成させ、指導担当職員が助言、指導を行うという方法で、平成17年9月1日～16日に研修を行うこととし、同月1日付で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）45条1項に基づき、これを内容とする本件研修命令①を発した。

イ 区教委は、平成17年9月13日、本件研修命令①に基づく研修において控訴人が作成した解答論文の内容等から、本件研修命令①による研修の経緯によれば、十分な成果を上げられず、区教委では長期研修の実施に限界があり、更に根本的、専門的な研修が必要であるとして、都教委に対し、研修の実施を依頼した。

区教委の都教委に対する研修依頼書には、研修内容として、「(1) 学習

指導法の改善に関すること、①中学校学習指導要領についての理解、②学習指導要領に基づいた指導内容、方法についての理解、③適切な教材等の選定及び作成、(2) 教育公務員としての資質向上に関すること、①教育公務員として求められる服務規律、②地方公務員法等に関する理解、③学校組織の一員として取り組む教育実践に対する基本的認識、(3) その他都教委が必要と認める研修、①保護者、地域社会の理解の下に進める教育実践のあり方②生徒、保護者等の個人情報保護に係る配慮事項」等と記載されていた。

ウ 都教委は、上記依頼を受け、平成17年9月14日、研修期間を同月20日～平成18年3月31日、研修時間を午前9時～午後5時45分（休憩時間は午後0時15分～午後1時、休息時間は午後0時～午後0時15分、午後3時～午後3時15分），研修場所を東京都目黒区所在の東京都教職員研修センター（研修センター）とする研修の実施を決定し、区教委は、控訴人に対し、平成17年9月16日付で、実施者を都教委とする上記期間の本件研修命令②を発した。

研修内容は、上記依頼書とほぼ同じであり、上記研修内容に即した各課題を与えられ、又は講師の講義を聴いた上で、解答論文を作成するというものであった。

### (3) 本件分限免職処分

都教委は、平成18年3月31日付で、原判決別紙処分説明書の「処分の理由」欄記載の理由により、控訴人に対し、地方公務員法28条1項3号により本職を免ずるとの本件分限免職処分をした。

3 控訴人は、本件戒告処分、本件各研修命令及び本件分限免職処分の違憲性、違法性について、以下のように主張した。

#### (1) 本件戒告処分について

ア 懲戒事由該当性の欠缺

古賀俊昭都議会議員（以下「古賀都議」という。）の発言や株式会社扶桑社（以下「扶桑社」という。）の教科書が憲法及び政府見解及び今日の歴史学の成果を真っ向から否定し、歴史を歪曲、偽造したものであることは明らかであり、控訴人が公立中学校の社会科教師の責務として、このことを生徒らに教えることは、憲法及び教育基本法（昭和22年法律第25号。以下「旧教育基本法」という。）の趣旨に照らし正当なことであり、何ら不適切なものではない。したがって、控訴人が、本件資料に本件記載をし、授業でこれを使用したことは、懲戒事由に該当しない。都議会議員は、公人であるから、批判に晒されるべきであるし、誤った歴史認識をもって憲法の有り様を否定しようとする教科書製作会社があることを生徒に教えることは、教師として当然のことである。

#### イ 違憲性、違法性、裁量権の逸脱、濫用

控訴人は、従前から、1つのテーマについて生徒らの意見を紙上で交換し合う方式を紙上討論と名付け、社会科の授業で行っていたものであるが、本件資料は紙上討論をするためのものである。控訴人の紙上討論授業は、主権者としての自覚を高めるために有益であり、高い教育的効果を上げていたのであるから、本件戒告処分は、正当な授業である紙上討論に対する教育委員会の介入であり、教育に対する不当な支配に該当し、憲法26条、旧教育基本法10条1項に違反するとともに、教師の教育に関する自律性を定めた学校教育法28条、40条に違反する。

また、本件戒告処分は、本来、懲戒処分の対象としてはならない事柄である授業内容に対するものであるから、裁量権の逸脱、濫用がある。

#### (2) 本件各研修命令について

ア 本件各研修命令は、違憲、違法な本件戒告処分を前提とするから違法であるし、本件戒告処分と同一の理由に基づく二重処分に当たるから、憲法39条に違反する。

イ　高い教育的効果を上げていた紙上討論授業に改善指導を強制することは、旧教育基本法10条1項の禁止する不当な支配に該当し、教師の教育の自律性を認めた憲法26条、学校教育法28条、40条に違反する。

ウ　控訴人の授業内容に対するメディアバッシングが繰り返され、都議会で議員らが控訴人を誹謗していた中で発令された本件各研修命令は、都教委が政治的圧力に屈して行ったものであり、旧教育基本法10条1項の禁止する不当な支配に該当するとともに、裁量権逸脱の違法がある。

エ　本件各研修命令は、年度途中の社会科教員の交替を余儀なくし、学年全体に及ぼす教育上の影響への配慮を欠いており、裁量権を逸脱している。

オ　本件各研修命令による研修期間中、指導、助言と称して、控訴人に対し、教師としての信念を曲げることを強要し続けたことは、控訴人の思想及び良心に対する侵害である。また、研修期間中、控訴人を刑務所や強制収容所並みの監視体制下に置いたのは、人権侵害に当たる。本件各研修命令は、実質的には転任、停職処分に相当し、挨拶や引き継ぎの機会を与えられず、校長の内申もないなど、憲法31条に違反する。

### (3) 本件分限免職処分について

#### ア　免職事由該当性

都教委が本件分限免職処分の理由とした事実は、「その職に必要な適格性を欠く場合」に当たらない。紙上討論を継続する中で生徒達の能力を向上させてきたという実績を有し、同僚から感謝され、生徒とも信頼関係を作ってきた控訴人が、教育公務員としての職の適格性を欠くとはいえない。控訴人の長年の教育実践、教育実績、同僚や生徒との信頼関係の有無等を考慮せず、本件分限免職処分の理由とされた事実だけを取り出して適格性がないと判断したのは誤りである。

イ　違憲性、違法性、裁量権の逸脱、濫用

(ア)　違憲、違法な本件戒告処分、本件各研修命令を前提とする本件分限免

職処分は、憲法26条、19条、旧教育基本法10条1項に違反する。

(イ) 本件分限免職処分は、第1次、第2次懲戒処分を理由に挙げている。

これらの処分の違法性を認めなかった司法判断は間違っており、これらの処分は本来、違法無効であるから、これらを理由とした本件分限免職処分は違法である。

(ウ) 本件分限免職処分は、控訴人の授業内容が現在の都政に反すると考えた古賀都議等の政治的压力によりされたものであることが明らかであり、憲法26条、19条、旧教育基本法10条1項に違反するものである。

(エ)① 違法無効な研修命令に基づく研修期間中の控訴人の抗議活動や証拠保全活動等は、正当な抗議活動及び証拠保全活動であり、免職処分の根拠となり得ない。研修期間中の勤務時間外の集会活動において配布した文書の内容は、個人のプライバシー情報は記載されず、個人を誹謗する内容でなく、違法な本件戒告処分、本件各研修命令に対する異議申立てであって、正当な行為であるから、免職処分の根拠となり得ない。本件分限免職処分は、考慮すべきでない事項を考慮した裁量権の逸脱がある。

② 本件分限免職処分は、他の事例と比して不当に重く、比例原則に違反する。

#### ウ 手続的違法性

区教委は控訴人について研修継続の内申をしたにもかかわらず、都教委は、これを無視して本件分限免職処分を決めているから、この手続は、内申制度（地教行法38条1項）の趣旨に反している。

東京都の職員の分限に関する条例（以下「本件条例」という。）3条3項は、分限免職について「当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限る」と規定しているにもかかわらず、都教委は、他の職への転任が可能であった控訴人に対し、転任の

可否を検討せずに免職処分にしているから、同処分は同条例に違反する。

また、分限免職処分には、適正手続の保障の要請から、行政手続法13条1項、15条、30条の趣旨が及ぼされるべきであるところ、控訴人は、都教委から事情聴取を受けていないから、違法である。

4 これに対し、被控訴人らは、以下のように主張した。

(1) 本件戒告処分についての被控訴人東京都の主張

本件資料は、特定の都議会議員や出版社名を挙げた上でこれらの者を誹謗し、控訴人の個人的な歴史観を一方的に生徒に押し付ける内容のものであり、教師の立場を利用して、本件資料を授業の資料として生徒に配布した行為は、教育公務員として職の信用を傷つけ、職全体に対する不名誉となる行為であるから、地方公務員法33条に違反し、同法29条1項1号、3号に該当する。

(2) 本件各研修命令についての被控訴人千代田区の主張

ア 本件各研修命令は職務命令であり、控訴人の法律上の地位に直接影響を与えないから、处分性を欠く。本件各研修命令で命じた研修はいずれも終了し、本件各研修命令に続行する処分がされる余地はないから、本件各研修命令の無効確認の訴えは、確認の利益を欠く。

イ 本件各研修命令に違憲性、裁量権の逸脱、濫用はない。

本件各研修命令には、必要性、相当性がある。また、本件各研修命令は、学習指導法の改善等の研修を受講するよう命じる職務命令であり、研修期間中の控訴人の身分、俸給に何らの不利益もないこと、研修期間は通算して1年間に満たず、研修場所は一般に使用されている研修会場であることから、不利益処分に該当せず、二重処分の問題は生じない。

本件各研修命令は、政治的圧力により発令したものではなく、控訴人の紙上討論授業自体を制止して、授業の主要な内容に干渉するものではないのであり、憲法26条、旧教育基本法10条1項、学校教育法28条、4

0条に違反しない。また、本件各研修命令は、職務命令であるから、憲法31条の適正手続違反の主張は、前提を欠く。

(3) 本件分限免職処分についての被控訴人東京都の主張

ア 免職事由該当性

控訴人は、生徒の保護者を誹謗する文書を授業中に配布する等の行為により、第1次、第2次懲戒処分を受けたが、その後、再び特定の個人や法人を名指しで誹謗する内容の本件資料を授業中に配布するという同様の行為をして、本件戒告処分を受け、これを契機に学習指導法の改善を目的とした研修を受けたが、研修期間中、自己の正当性を主張し続けるだけで成果が上がらず、しかも、その期間中、生徒の保護者を誹謗する文書を集会で配布するなどの行為をした。都教委は、控訴人のこれら一連の行為を評価し、控訴人は、自己の見解が絶対に正しく、それ以外はすべて間違っているとして授業を行い、自己の見解と対立する見解を有する者に対し、徹底的に誹謗する性向を有しており、この性向は、簡単に矯正できない持続性を有する素質、能力、性格であると判断した。公立中学校の教師は、中学校の教育の目標の1つが公正な判断力を養うことにあること、未発達の段階にある生徒に対する教師の影響力が大きいこと、保護者の中には様々な世界観、価値観を持った者がいることなどを配慮し、教師が生徒に偏った世界観、歴史観を押し付けているとの批判を受けないよう品格と節度を持って行動すべき立場にある。控訴人は、上記の性向から、このような配慮をする能力に欠け、公正であるべき公教育の円滑な遂行に支障があり、地方公務員全般、特に、教育公務員としての適格性を欠く。

イ 違憲性、違法性、裁量権の逸脱、濫用

都教委は、政治的圧力により本件分限免職処分をしたのではない。控訴人は定期異動の対象者であったから異動が予定されていたのであり、その適格性とは関係がない。本件分限免職処分は、控訴人の思想や歴史観を理

由とするものではなく、憲法19条に違反しないし、憲法26条、旧教育基本法10条1項、学校教育法28条、40条にも違反しない。

分限免職処分は、職場秩序維持の観点ではなく、公務の円滑な遂行という観点から、適格性の有無を判断してされるものであるから、研修期間中や、勤務時間外の控訴人の言動を適格性欠如の徵表事実とすることに何ら問題はない。

#### ウ 手続的違法性

地教行法38条1項は、都教委を区教委による内申の内容に拘束するものではないし、区教委の内申を待つてした本件分限免職処分は、同条に違反しない。本件条例3条3項は、同一任命権者による他の職種への水平異動を意味するが、県費負担教職員である控訴人の他の職種への異動は不可能であるし、その性向から公務員として不適格であるから、本件分限免職処分は、同条例に違反しない。また、地方公務員法上の処分には、控訴人主張の行政手続法の規定は適用されないし、控訴人は、現にあった2度の事情聴取の機会を自ら拒否したのであるから、手続的違法はない。

5 原審は、以下のように判断して、控訴人の請求のうち、判決確定日の翌日以降の給与支給請求に係る部分を却下し、その余をいずれも棄却した。

##### (1) 本件戒告処分について

###### ア 懲戒事由該当性

本件資料の中には、特定の都議会議員及び出版社の名前を挙げて、「国際的に恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として披露している」、「歴史偽造主義者達」、「侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社の歴史教科書」との記載が含まれており、これらの表現は、控訴人の見解を客観的に教えるというものではなく、自分と反対の見解を持つ特定の個人及び法人を取り上げて、客観性なく決めつけて、稚拙な表現で揶揄し、教師の立場において特定の者を誹謗するものである。

控訴人は、生徒らに学校や教師を選択する余地の乏しい公立の普通義務教育において教育を行う立場にあるところ、控訴人が教育する対象である中学校の生徒らは、未発達の段階にあり、批判能力を十分備えていないため、教師の影響力が大きいことを考慮すれば、「公正な判断力を養う」という中学校教育の目標のためには、授業が公正、中立に行われることが強く要請される。そして、控訴人が、教師という立場で、特定の者を誹謗する記載のある本件資料を授業の教材として作成、配布することは、公正、中立に行われるべき公教育への信頼を直接損なうものであり、教育公務員としての職の信用を傷つけるとともに、その職全体の不名誉となる行為（地方公務員法33条）に当たるし、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（同法29条1項3号）であり、懲戒事由該当性が認められる。

イ 違憲性、違法性、裁量権の逸脱、濫用

本件戒告処分は、紙上討論授業そのものないし授業内容を対象としたものではなく、特定の者を誹謗する内容を含む本件資料の作成、配布行為を対象にしているのであるから、控訴人が主張する違憲、違法の主張はいずれも前提を誤っており、また、憲法26条は、普通教育の教師が教師の立場において特定の者を誹謗することを保障していると解する余地はないから、違憲性、違法性、裁量権の逸脱、濫用をいう控訴人の主張は採用することができない。

ウ よって、本件戒告処分の取消請求には理由がない。

(2) 本件各研修命令について

ア 無効確認請求の適法性

本件各研修命令及び研修中の言動が本件分限免職処分の理由とされ、平成11年9月～平成14年3月に研修を受けたことも本件分限免職処分の理由に取り上げられていることを考慮すれば、本件各研修命令に続く処分により損害を受けるおそれがあることは否定し難く、本件各研修命令の無

効確認につき訴えの利益がないということはできない。

#### イ 本件各研修命令の違法性の有無

都教委は、県費負担教職員である控訴人の任命権者として（地教行法37条1項）、地方公務員法39条2項により、控訴人に対する研修の立案、実施をすることができ、区教委は、控訴人の服務監督者として（地教行法43条）、同法45条により、控訴人に対し、職務命令として研修を命じることができる。そして、研修の必要性、具体的な内容、期間等の判断は、都教委、区教委の合理的な裁量に委ねられており、裁量権の逸脱、濫用がない限り、違法の問題は生じないと解するのが相当である。

控訴人は、公立中学校の教師の立場において、それまでに、特定個人を誹謗する資料を配布する等の行為により2度の懲戒処分を受け、長期の研修を受けたにもかかわらず、今回、特定個人及び法人を誹謗する内容を含む資料を作成、配布して3度目の懲戒処分である本件戒告処分を受けたのであるから、控訴人には、公教育の公正、中立性の維持の観点から、指導方法の改善、教育公務員としての資質向上を図る必要性が認められた。そして、本件各研修命令の研修内容及びその実施方法等について、裁量権の逸脱、濫用があったと認める余地は存しない。

本件各研修命令は、公教育の公正、中立性の維持の観点から、指導方法の改善、教育公務員としての資質向上を図る目的で発令されたものであるから、授業内容に対する不当な介入には該当せず、同一の非違行為に対する二重処分に当たると評価することも、また、政治的圧力によるものであると推認することもできない。

本件各研修の内容は、控訴人の内心の世界観、歴史認識を問題にして、それらを改めるよう要求するものでないし、研修担当職員が控訴人の離席状況を把握するため、離席の際行き先を告げるよう求めたことは認められるが、これをもって人権侵害があったと評価することは困難であるし、本

件各研修命令を実質的に転任ないし停職処分と解する根拠は存しないから、いずれも採用できない。

ウ よって、本件各研修命令の無効確認請求には理由がない。

(3) 本件分限免職処分について

ア 分限免職事由該当性

義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする中学校の教師の立場において、特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うことは、教育の中立、公正さに対する信頼を直接損ねる行為であるところ、控訴人は、第1次、第2次懲戒処分及びこれに引き続く長期研修を受けたにもかかわらず、そのような同種の非違行為を繰り返したのであるから、中立、公正に教育を行うべき教育公務員としての自覚と責任感を欠くという問題点を有している。そして、この問題点を克服するために行われた本件各研修命令に基づく研修期間中の控訴人の解答論文の内容、研修態度によれば、自己の見解の正当性の主張に固執し、それと相いれない見解を持つと考える者を誹謗する控訴人の傾向は、これまでの3回にわたる懲戒処分、長期研修を経ても変わることがなかったと評価せざるを得ず、控訴人には、研修による指導を受け入れて、教育公務員としての自覚と責任感の下で、公正、中立に教育を行うという考えがなく、今後も、自分が正しいと信じる見解と相いれない見解を一方的に誹謗する資料配布等を行うという強い意思を有していると評価することが可能である。

そうすると、控訴人には、中立、公正に教育を行う教育公務員としての自覚と責任感が欠如しており、懲戒処分や研修を受けても、これを改善しようとする意思が全く認められないであるから、教育公務員としての職務の円滑な遂行に支障が生じているし、今後も支障を生じる高度の蓋然性が認められ、このような職務遂行上の支障は、簡単に矯正することのできない控訴人の素質、性格に起因するというほかないから、控訴人が長年教

職に携わり、平成10年より前には処分歴が見当たらないとの点を考慮しても、控訴人について、教育公務員として必要な適格性を欠く場合に該当するとした判断に、裁量権の逸脱、濫用があると認めることはできない。

#### イ 違憲性、違法性、裁量権の逸脱、濫用の有無

この点に関する控訴人の前記3(3)イ(ア)の主張は、本件戒告処分及び本件各研修命令が違憲、違法であるとは認められないから、前提を欠くものであって採用できず、同(イ)の主張は、第1次、第2次懲戒処分に違法性は認められないとの判決が確定しているから、失当であり、同(ウ)の主張は、控訴人のこれまでの処分歴、本件各研修命令による研修中の態度等を総合的に考慮すれば、本件分限免職処分をする根拠は十分に認められ、控訴人が主張する都議会議員との間で訴訟事件等の確執が存在し、本件戒告処分の理由となった本件資料の都教委への発覚の経緯に都議会議員が関与していたという事実によって、本件分限免職処分の違法性を根拠付けることはできないから、採用できない。また、本件分限免職処分は、控訴人の素質、性格に起因して職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生じる高度の蓋然性が認められるかという観点から行われたものであり、控訴人の内心の思想や歴史認識とは関係がない。よって、憲法26条、19条、旧教育基本法10条1項に違反するとの控訴人の主張は採用できない。同(エ)①の主張は、本件戒告処分及び本件各研修命令に違憲性、違法性は認められないから前提を欠き、また、公務の能率の維持という観点から諸般の事情を考慮して適格性の有無を判断する分限制度において、研修期間中や勤務時間外の控訴人の言動を適格性欠如の徵表事実の1つとして勘案することに何ら問題はないから、採用できない。同②の主張については、本件分限免職処分が不当に重く、裁量権の逸脱、濫用があると評価する余地はないから、理由がない。

#### ウ 手続的違法性の有無

区教委の内申は、控訴人に対しては更に研修を施すことが必要であるという趣旨であると解されるが、地教行法38条1項は、都道府県教育委員会の任命権行使に際し、市町村教育委員会の意見を反映させるという制度であり、市町村教育委員会が都道府県教育委員会の任命権の行使を制限する制度ではないから、有効な研修の続行は不可能であるとして本件分限免職処分をした都教委の判断に、同項違反の問題はない。

都教委は、控訴人にはおよそ教育公務員としての適格性がないとして本件分限免職処分を決めたのであるから、本件条例3条3項違反の問題は生じない。地方公務員法上の処分である本件分限免職処分には、行政手続法の聴聞、弁明の機会の付与の規定は適用されない（同法3条1項9号）し、控訴人は、都教委から与えられた2度の事情聴取の機会を拒否しているから、手続保障を欠くとの控訴人の主張は採用できない。

エ 以上によれば、本件分限免職処分の取消請求には理由がない。

#### (4) 給与支給請求について

以上によれば、給与支払請求のうち判決確定日までの支給を求める部分については理由がない。判決確定日の翌日以降の支給を求める部分は、あらかじめその請求をする必要があるとは認められないから、不適法である。

#### (5) 国家賠償請求について

以上によれば、国家賠償請求には理由がない

6 これに対して、控訴人が控訴した。なお、控訴人は、給与支払請求について不服を申し立てなかつた。

7 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決5頁25行目～同6頁7行目を次のとおり、同9頁7行目の「同月16日」を「同月14日」にそれぞれ改め、当審における控訴人の主張を後記8のとおり、当審における被控訴人東京都の主張を後記9のとおり、当審における被控訴人千代田区の主張を後記10のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3及び第4に記載のとお

りであるから、これを引用する。

「 情けないことではあります、04年10月26日の我が東京都議会文教委員会において、古賀俊昭という都議会議員（自民党）は言っています。『（我が国）侵略戦争云々というのは、私は、全く当たらないと思います。じゃ、日本は一体どこを、いつ侵略したのかという、どこを、いつ、どの国を侵略したかということを具体的に一度聞いてみたいというふうに思います。（カッコ内は増田）』（文教委員会議事録）などと、国際的には恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として披露しているのが我が日本国の首都の議会なのです。・・・侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社の歴史教科書を『生徒たちに我が国に対する愛国心を持たせる一番良い教科書』などと公言して恥じない人たちですから。古賀都議その他の歴史偽造主義者達が『日本は一体どこを、いつ侵略したのかという、どこを、いつ、どの国を侵略したかということを具体的に一度聞いてみたい』なら、『一度』韓国独立記念館や南京大虐殺記念館に行ってみたらいいのです。」

## 8 当審における控訴人の主張

### (1) 原審による前提事実の認定の不公正

原審は、前提事実として、約10頁にわたり、控訴人の過去の懲戒処分歴、研修処分歴、本件戒告処分に至る経緯、本件各研修命令に基づく研修中の控訴人の言動などに関する事実を摘示・認定しているが、これらは、以下のとおり、いずれも、極めて恣意的に「控訴人にとって不利、又は不利な印象を与える事実」をあげつらうものであり、公正・中立を欠く、偏頗かつ不公正な事実認定である。

ア 原審は、第1次、第2次懲戒処分に至る次の(ア)及び(イ)の事実経過を全く捨象し、被控訴人が主張する事実のみに沿って、控訴人に極めて不利かつ恣意的な事実認定を行っている。

(ア) 控訴人が、当時勤務していた足立区立第16中学校の社会科の紙上討論授業において「米軍基地問題」を取り上げたことについて、ある保護者が同校校長や足立区教育委員会に対し、控訴人が反米教育をしているなどといった苦情を持ち込んだことから、控訴人は、当該保護者に「反米」の趣旨などないことについて説明し、理解を求めようと電話をしたところ、激しい攻撃を受けるなどした。控訴人は、当該保護者が、PTA緊急連絡網を用いて、匿名で控訴人の授業に対する不当な介入や誹謗中傷を行っていると誤信して、「当該保護者」が生徒らに特定されることは考えずに、問題となったプリントを作成し、生徒に配布したところ、控訴人に秘密裡に開催された控訴人弾劾PTA集会の後であったため、この集会に参加した保護者から当該保護者の騒ぎを知らされていた生徒達に当該保護者が特定されてしまったものである。この件に関しては、当該保護者の控訴人に対する一方的な攻撃・誹謗中傷行為や、当該保護者や控訴人に対する校長の対応等も問題とされるべきところ、控訴人の「プリント作成・配布」のみが焦点とされ、懲戒の対象とされた。

(イ) 第1次懲戒処分に係る控訴人の行為は、「その職務を行うについて」行われたものであるから、控訴人は個人責任を負わず、控訴人には被告適格がないにもかかわらず、当該保護者は、控訴人に対し名誉毀損の不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟を提起するとともに、産経新聞社や都議会議員らとともに、控訴人の授業の方法や前記プリントの配布を取り上げて、全国的規模で、控訴人について、「偏向教師」などと誹謗中傷するキャンペーンを大々的に展開していたことから、控訴人としては、生徒とその保護者に不安や動搖が拡大し、控訴人に対する信頼が破壊され、結果的に、生徒たちの教育を受ける権利が阻害されることを回避するために、控訴人自らが教育公務員として、自らの授業や教育理念の正当性を主張説明し、生徒及びその保護者らとの信頼関係を改善する

努力をせざるを得なかったため、控訴人個人としてではなく、足立区立第16中学校の教職員として生徒の授業に携わる教育公務員の責務として、第2次懲戒処分の対象となった文書送付を行った。

イ 控訴人は、前回の研修については、その研修内容の不当性・違法性を主張し訴訟提起を行うとともに、その内容に疑問を感じつつも、教育公務員として「職務命令」に違背することなく、全期間を通じ研修を受講し、その結果、都教委によって、教育公務員としての適格性を認められ、平成14年4月1日には教壇への復帰が認められたものであるが、原審は、この都教委による適格性認定の事実を恣意的に排除しており、不当である。

ウ 本件資料の中には、本件記載以外にも、野中広務元官房長官が小泉純一郎元首相の靖国神社参拝について、「一国の総理として我が国の歴史に汚点を残した」と厳しく批判したことなど、特定の個人（公人）が特定個人（公人）を評論あるいは批判した部分があったにもかかわらず、原審はこれを捨象している。

エ 原審は、(ア) 本件資料を古賀都議が入手するに至ったのは、同議員の友人で支援者でもあり、以前から控訴人を異常に敵視していたPTA副会長が、「控訴人を刺す」ことを目的として、「何か問題にできないか」という観点から本件資料を子細かつ執拗に観察・検討し、その中に本件記載を発見し、「御注進」に及んだ結果であるという経緯や、(イ) 控訴人は、本件資料を九段中学校に送りつけてきた保護者（PTA副会長）と校長立会いの下話し合い、その後も継続的に話し合いを続ける意思で一致するなどしていたことを全く無視しており、不当である。

オ 本件戒告処分に先立ち、九段中学校の根深校長（以下「根深校長」という。）から区教委に提出された事故報告書（丙6）は、現場の責任者である同校長の意向を被控訴人千代田区が歪曲した上で作成・提出されたものであり、また、本件戒告処分は、知らされるべき責任者である根深校長に

は知らされもしないのに、部外者のマス・メディア等には情報が漏洩・リークされており、この事実は、本件戒告処分が古賀都議や産経新聞社等の政治的圧力・政治的意図の下で発令されたものであるという、控訴人の主張にとって重要な事実であるにもかかわらず、原審は、これについて一切摘示・認定しておらず、不当である。

力 原審の認定によれば、本件研修命令①に基づく研修が十分な成果を挙げられず、区教委が、自らによる長期研修の実施に限界があると判断し、更に根本的、専門的な研修が必要であると判断して、都教委に研修を依頼して初めて検討・決定されるはずの都教委による本件研修命令②について、平成17年8月31日付けの産経新聞に「都教委では、『指導に問題がある』として、この女性教師に研修を命ずる方針」との記事が掲載されていたことからすると、本件研修命令①に基づく研修の成果がどうなるかも不明な同日時点で、本件研修命令②の発令が都教委の方針として決定されていたという不可解な事実があり、そのような不可解な研修方針が、産経新聞社にのみ情報漏洩・リークされていたものである。原審があえてこれを全く摘示認定しなかったのは、不当である。

キ 原審は、本件研修命令①に基づく研修において課された課題に対する控訴人の解答の大半は、従前行った紙上討論授業の資料をそのまま転記したものであったと認定しているが、同認定は、丙9～26をまとめて調べることなく、被控訴人らの主張のみによって事実を認定したものであって、誤っている。

ク 本件研修命令②に基づく研修中における、原審認定に係る控訴人の言動はおおむね事実であるが、原審は、そのような控訴人の言動の重要な前提事実である次の(ア)～(エ)をあえて看過し、摘示・認定することを恣意的に回避しており、不当である。

(ア) 控訴人が同研修の初日に抗議したところの、東京都教職員研修センタ



一の当時の所長は、本件研修命令②の発令以前に、控訴人の個人情報を土屋敬之都議会議員に漏洩するという非違行為をした張本人であった。

- (イ) 研修開始に当たり渡された書面に、「録画、録音を行わない」旨の記載があったことは事実であるが、同書面は、法令規則でもなければ、職務命令の性質を有するものでもない。さらに、なぜ録画、録音をしてはいけないのかについての合理的な説明がなく、現に、控訴人は、前回の2年7か月の研修期間中には録音を行っていたが、都教委によって、研修成果を認められ、教壇に復帰していた。このような点に照らせば、原審が、控訴人の録音行為を殊更に摘示・認定したことは不当である。
- (ウ) 控訴人は、本件研修命令②に基づく研修を、仕切られた狭い空間に壁に向かって薄暗い机と椅子が置かれた場所で、トイレに行くことを含めた一举手一投足を監視され、記録されるという非人道的体制で受けていた。
- (エ) 控訴人が本件資料に本件記載をし、これを授業で使用したのは、吉賀都議や扶桑社に対する誹謗中傷ではなく、正当な教育・授業のためであるとの認識によるものであるから、本件研修命令②に基づく研修における課題設定自体が、控訴人の認識とその前提を異にしていた。都教委としては、控訴人の主張に誤りがあると考えるのであれば、学術的論証により控訴人を説得・指導し、控訴人の誤りを正すべきであるのに、そのような説得・指導を一切行うことなく、「本件資料は個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した箇所がある資料である」という都教委独自の見解を控訴人に押し付けようとした。
- ケ 原審認定に係る本件分限免職処分に至る経緯はおおむね事実であるが、原審は、控訴人の教育公務員としての適格性に関する重要な前提事実である次の(ア)～(ウ)をあえて看過し、摘示・認定することを恣意的に回避しており、不当である。

- (ア) 控訴人は、本件分限免職処分発令直前の平成18年3月25日ころには、同年4月1日付けで九段中学校教職員から港区立御成門中学校教職員へ異動する旨の内示を受けていた。同内示は、控訴人に教育公務員としての適格性があることを前提とするもののはずである。
- (イ) 控訴人は、月1回の紙上討論授業を除いては、教科書を使用した通常の授業を行っており、その授業に全く問題はなく、生徒の学力保障の面についても問題はなく、作文指導などの特別活動においても、多くの実績を残し、生徒や保護者からも信頼されていた。
- (ウ) 控訴人は、校務分掌の面で問題はなく、出勤簿の取扱いや年間指導計画の作成状況等は非常に優秀と評価されており、同僚との人間関係も極めて良好であった。

## (2) 本件記載の評価の誤り

原審は、本件記載を、① 殊更に特定の個人及び法人を取り上げて、② 客觀性なく決めつけて、③ 稚拙な表現で揶揄するものであり、④ 特定の者を誹謗するものであると判断しているが、以下のとおり、誤りである。

ア 控訴人は、平成17年2月、中学校2年生の社会科の授業で、日本によるアジアへの侵略戦争と植民地支配について考えさせるために、韓国のノ・ムヒョン大統領が行った「三・一独立運動記念演説」を生徒たちと読み、同大統領に手紙を書き、これを同大統領に送付するという実践を行った。この実践の中で、控訴人自身も同大統領に手紙を書くことにし、その上で、都民を代表する立場にある都議会議員の公的発言が、上記教材を取り上げて学ぶ姿勢と真っ向から対立する考え方であることから、身近にもこうした誤った考えが流布されていることを示す教材としてこれを取り上げたものであり、古賀都議や扶桑社を、授業で取り上げる必要性や必然性がないのに取り上げたわけではないから、「殊更に」という認定は誤っている。

イ 本件記載に引用した古賀都議の発言や扶桑社に対する本件記載に書かれ

た批判は、日本政府がことあるごとに公に表明してきた立場に基づいており、十分に客観性を有するものである。

ウ 挪揄とは「からかう」という意味である。本件記載は、真正面からの批判であり、断じて「揶揄」ではない。

エ 本件記載における古賀都議と扶桑社に対する控訴人の批判と、本件資料において引用した野中元官房長官が小泉元首相を批判した「一国の総理として我が国歴史に汚点を残した」などという表現とを比較した場合、前者は「揶揄」、「誹謗」に当たり、後者はそれに当たらないという、区別の基準が明らかではない。

#### (3) 本件戒告処分の違法性

本件戒告処分は、憲法26条、旧教育基本法10条1項に違反する違憲・違法なものである。

本件戒告処分の処分説明書（甲2の2）によれば、処分の理由は「不適切な文言を記載した資料を作成、使用したこととされており、本件分限免職処分の処分説明書（甲1の2）でも、「不適切な教材を・・・配布して授業を行ったこと」とされており、本件資料の作成・配布・授業での使用を一体のものとしてとらえている。本件資料の作成・配布・授業での使用は一体のもので切り離すことができず、都教委も授業での本件資料の使用を問題としているのであるから、これが控訴人の教育実践への不当な支配に当たることは明白である。

#### (4) 本件各研修命令の違法

本件各研修命令は、違憲・違法なものである。

ア 本件研修命令②は、本件研修命令①に基づく研修の成果いかんにかかわらず、平成17年8月31日時点で既に都教委の「規定方針」として決定され、外部に漏洩されたことのみをもっても、裁量権を逸脱、濫用する不合理なものであるというべきである。

イ 本来、教職員に命じられる「研修」は、「教師としての指導力や資質・スキル・適格性の向上のための研鑽」を目的として発せられるべきものである。ところが、控訴人に命じられた本件各研修命令に基づく研修の実態は、連日、日がな1日研修報告書の作成に従事せよというものであり、控訴人単独で文献資料や教材キット等を閲読・分析し、研修報告書の作成を行うだけで、何ら研修・研鑽に資する内容ではなく、これが、教育公務員にとって、「教育現場外し」、「教壇からの追放」という不利益処分に当たることは明らかである。このような種類・内容の不明確な研修を課すこと自体、憲法の趣旨とする「明確性の原則」に反する違憲・違法なものであり、都教委の裁量権の逸脱、濫用は明らかであるというべきである。

ウ 本件各研修命令は、本件戒告処分の処分理由と同じ基礎事実に基づく処分であり、実質的には、控訴人の「教育現場外し」、「教壇からの追放」を目的としたものであること、後記才のような研修中の控訴人に対する処遇、研修中における控訴人の言動等を本件分限免職処分の理由としたという一連の事実経過を踏まえれば、明確に控訴人に対する「不利益処分」の性格を有するから、本件各研修命令は、憲法の禁止する「二重処分」として、違憲・違法である。

エ 原審は、「本件各研修の内容は、・・・控訴人の内心の世界観、歴史認識を問題にして、それらを改めるように要求するものでもない」と判断している。しかしながら、本件各研修命令に基づく研修は、控訴人の思想・信条に基づく授業内容や研修態度に対し、「研修課題」、「指導」あるいは「助言」と称して、控訴人に教諭・教育公務員としての信念を曲げることを強要し続けるというものであって、その指導内容は、「転向強要と思想統制」、「思想・信条・良心に対する侵害」以外の何ものでもなく、原審の判断は誤っている。

オ 本件各研修命令に基づく研修における前記のような処遇は、控訴人対

する身体的・精神的な拷問であり、研修に名を借りた違憲、違法かつ不当な人権侵害である。

力 本件各研修命令は、控訴人はおろか根深校長にすら知らされることなく、控訴人は、何らの引き継ぎも、年間授業計画の変更も、生徒や保護者、同僚職員らに対する挨拶もできなかつたものであり、実質的には「転勤又は停職処分」に匹敵するものであつて、適正手続に違反する。

#### (5) 本件分限免職処分の実体的違法

本件分限免職処分についても、原審の判断は誤っている。

ア 原審は、地公法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」に当たることを理由に処分権者が分限処分を行う際の裁量権の逸脱・濫用の有無の具体的判断基準を示したが、これは、いわゆる長東小事件最高裁判決（昭和48年9月14日第二小法廷・民集27巻8号925頁。以下「長東小事件判決」という。）を参照したものであると思われる。しかし、同判決が分限制度の趣旨として掲げる、「公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定」するという視点を欠き、「適格性」の有無に関する判断基準として、「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において、これを判断しなければならない」ことを無視している点で誤っている。その結果、原審は、「教職に対する情熱」、「教育者としての力量」、「総合的な人間力」のいずれにおいても欠けるところがなく、むしろ、紙上討論授業などで上げてきた高い教育的効果や通常の勤務の良好さという、控訴人が有する「職に要求される一般的な適格性」との関連において判断することを放棄し、11枚という本件資料の中にわずか数行しか記載されていない古賀都議や扶桑社に対する批判、過去のたった一度しかない特定の保護者とのトラブル及びこれに基づく戒告・減給処分などの事情のみを考慮して、本件分限免職処分を適法と判断する誤りを犯している。

イ 原審は、本件分限免職処分が、控訴人から永久に教壇を奪うという、教育公務員にとって「死刑」にも等しい重大な処分であることについて何らの考慮をしていない。長東小事件判決は、「免職の場合には、公務員の地位を失うという重大な結果になる点において、降任の場合と大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求されるのに対し、降任の場合における適格性の有無については、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的に照らして裁量的判断を加える余地を比較的広く認めても差し支えないものと解される。」として、免職の場合には、適格性の有無の判断における審査基準が降任の場合と異なることを判示しているのであって、原審は、これに違背している。

ウ 地公法 13 条は、「職員に適用される基準」として平等取扱原則を定め、同法 27 条は「分限及び懲戒の基準」として「分限及び懲戒については公正でなければならない」と明文で定めている（以下「公正原則」という。）。処分が公正かどうかは、それが苛酷であるかどうか及び他の処分との均衡が図られているかどうかの 2 点により決定される。このうち、処分が苛酷であるかどうかは、① 任命権者が処分の原因となった事実の軽重を基礎として、② これまでの勤務実績の評価を含む本人の情状、③ 他の職員に及ぼす影響、④ 公正な世論の批判などに対する対外的な影響等を考慮して判断することになる。33 年間にわたる教員生活の中で、紙上討論授業という方法による教育実績を高く評価され、良好な勤務成績を上げてきた控訴人が、わずか数行を使用して古賀都議や扶桑社の批判したことから免職に追い込まれることが許されるならば、他の職員に及ぼす影響（都教委の方針に反することは最もできなくなるという萎縮効果）や公正な世論の批判などに対する対外的な影響（韓国などにおける批判）も極めて大きいこと、控訴人に対する本件分限免職処分が特定の個人を一定

の政治的思惑の中で不当に処遇しようとする意図の下にされた苛酷なものであることを考えれば、本件分限免職処分が公正原則に反することは明らかである。

工 教育公務員に対する分限免職処分における「職の適格性の有無の判断」には、極めて厳格な審査基準、すなわち、「当該教員の外部的行為・態度から認められる職務の円滑な運営に生じる支障の程度」と、「当該職員が有している職に一般的に要求される適格性の程度」を比較衡量して、当該教員を教壇に残すことと教壇から離れるもののどちらが子供の学習権保障にとって有益であるかを検討することにより判断すべきである。そして、仮に当該教員の現状が教育公務員としての適格性を欠くと判断されたとしても、公務員の身分保障の見地から、他のより緩やかな処分の可能性はないか（研修処分、養護学校への転任、他の職への転任）等を検討すべきことが最低限必要になると考えるのが妥当である。

ところが、原審は、このような特に厳格・慎重な判断をしていない。平成18年3月28日の段階で、区教委が、都教委に対して、控訴人について研修継続の内申を行っていることに照らせば、控訴人については研修を継続して、教育現場に復帰させることが十分可能であると判断する余地は十分にあったのである。また、資料配布等を行う余地がほとんどない知的障害児を担当する養護学校の教諭などの「職」に控訴人を異動させることも十分に可能であり、事務職等教職以外の職への転任も十分にあり得るところであった。それにもかかわらず、原審は、これらについて具体的検討をしていない。原審は、教育公務員としての適格性がない控訴人には事務職員への転任の余地もないとしているが、教育公務員特例法2条の教育公務員の定義によれば、事務職員は明らかに教育公務員に含まれていないのであって、原審は、この点について、事務職員を教育公務員に含める決定的な誤りを犯している。

才 原審は、控訴人の「職の適格性の有無」について、第1次、第2次懲戒処分を受け、2年7か月の研修を受けた約4年3か月後に本件戒告処分を受けたことを挙げ、第1次、第2次懲戒処分と本件戒告処分は、同種の非違行為であるとし、「中立、公正に教育を行うべき教育公務員としての自覚と責任感を欠くという問題点を有しているといわなければならない」と判示した。そして、本件戒告処分の後にされた本件各研修命令に基づく研修期間中の態度、行動からして、控訴人に反省の態度が見られなかつたことを前提に、控訴人には、中立、公正に教育を行う教育公務員としての自覚と責任感が欠如しており、その職に必要な適格性を欠く場合に該当するとした。

しかしながら、原審のいう「教育の中立、公正」性の内容は、本来の意味における「教育の中立、公正」性とは全く異なるものであつて、誤っている。子どもは、公教育の中で出会う多くの教師との直接の人格的接触を通じ、様々な薰陶や影響を受け、その中で、自己の人格を完成し、実現していく。この、教育の本質的要請として存在する「子どもとの間の直接の人格的接触」には、一定の価値観が介在することは当然であつて、旧教育基本法が、「中立、公正」については、8条1項、2項以外には、具体的制限をしていないことに照らせば、教育における「公正、中立」とは、憲法及び旧教育基本法並びに児童の権利に関する条約の精神に著しく反さず、権力の「不当な支配」に服さないことであり、個々の教師は、上記の精神に著しく反することのない範囲で、かつ政府の公式見解に沿つたものであれば、歴史認識についての自己の見解を表明することを許容されているといるべきである。

また、第1次、第2次懲戒処分の対象行為と本件戒告処分の対象行為は、本質的に異なつておらず、原審が、両者を同種の非違行為であるとした点は、全くの誤りである。すなわち、前者は、生徒の保護者という個人の権利が

重視されるべき「私人の発言」を対象としたものであるのに対し、後者は、公開が前提とされ批判に晒されることが予定されている都議という「公人」である古賀都議が「公」の場である都議会の場で発言した内容と、教科書という「公的な刊行物の記載内容」を対象とした点において、全く異なっている。また、前者は、「アサハ力」、「チクリ」など、生徒の目線での言葉とはいえ、ややいき過ぎた感のある表現が用いられているのに対し、後者は、国際的には常識の部類に入る歴史認識及び日本国政府の公式見解が採る立場に基づく内容のものであった点でも異なっている。

そして、控訴人は、第1次、第2次懲戒処分を受けた後は、一度たりとも特定の保護者（私人）を批判（誹謗）する内容を含む資料を配布したことはないのであるから、控訴人について、「特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うことを継続する強い意思がある」と認定することは到底できないことは明らかである。

力 仮に、万歩譲って、控訴人に「教育公務員としての適格性」を欠く要素があったとしても、都教委としては、それだけで「職に必要な適格性を欠く」との結論を出すのではなく、さらに、「職に一般的に要求される適格性の要件」との関連において、これを判断しなければならず（長東小事件判決），後者において認められる適格性の要素が、前者の適格性を欠くとされる要素を上回っていた場合には、「教育公務員としての適格性を欠く」という判断はできないはずである。

「教育公務員に要求される一般的要件」とは、当該教員の教育実践の内容は十分なものか、学力保障ができているか、子どもたちとの信頼関係が築けているか、無断欠勤など勤務状況はどうか、授業以外に担当する特別活動や校務の遂行状況はどうかなどの点であるところ、控訴人には、これらの点について何ら問題とされるべきことはないばかりか、極めて優秀な状況にあったのであるから、教師としての適格性が優に認められることは

明らかである。

キ 本件各研修命令に基づく研修中の控訴人の行動は、教員である控訴人の中核的職務である生徒に対する教育の現場でのことではないこと、すなわち、子どもとの直接的な人格的接触に関するものではないことに留意すべきである。また、控訴人の本件各研修命令に基づく研修中における抗議行動等は、以下のようなやむにやまれぬ理由があったのであり、自己の見解と異なる見解を一方的に誹謗する性向、素質、性格の「外部的徴表」などでは決してない。

(ア) 近藤精一研修センター長は、都教委教育長宛てた研修実施報告書の中で、本件研修命令②に基づく控訴人に対する研修の総合的所見として、「控訴人は、研修課題に対する論文の中で、自己と異なる主張に対しては極めて攻撃的な言葉で反論したり、課題に対して正対していない内容を記述する等、自己の基本的な主張を変えることはなかった。」と記載している。

しかし、この評価は不当である。控訴人が強い表現や言葉で反論したのは、「日本は侵略戦争をしていない」などと、一般的に歴史観や政府の公式見解においても認められていない一部の見解や、情報漏洩の違法行為を働きながら何らの謝罪も反省もない被控訴人らに対してであり、控訴人は、「自己と異なる主張」に対して、何にでも攻撃反論している訳ではない。むしろ、紙上討論授業の中では、生徒達の多様な意見を尊重してきたのである。

(イ) 確かに、控訴人は、本件研修命令②に基づく研修の初日に、「近藤精一、東京都教職員研修センター所長に告ぐ」と題する書面を約2分間読み続けた。しかし、控訴人の個人情報を控訴人を攻撃している古賀都議に漏洩し、その違法性が裁判で確定した張本人である近藤所長が、控訴人に対して「指導研修」をするということは、あまりに理不尽であり、

控訴人が、近藤所長には控訴人を指導する資質はなく、控訴人はその指導に服することはできないと考えるのも無理はないから、控訴人の抗議はやむを得ないものであり、この抗議が問題視されるいわれはない。

(ウ) 研修担当者からやめるよう再三指示されながら、裁判資料にするとして12回にわたり録音行為を行ったことも、録音は研修自体を妨げるものではなく、担当者は禁止の理由を言って説得することもしなかったのに、これを処分理由とすることは許されない。録音を禁止すること自体が、都教委自身、同研修が違法なものであったことを自認していることを表しているというべきである。平成10年9月～平成12年3月における研修でも、控訴人は録音を行い続けたが、結果的に、教育公務員の適格性を認められて、平成12年4月に九段中学校に現場復帰していることを考えれば、これを処分理由とすることは、こじつけでしかないことは、あまりにも明らかである。

(エ) 控訴人は、本件研修命令②に基づく研修において、近藤所長宛ての抗議文を研修担当者等に手渡したが、不当かつ不要で、単なる「嫌がらせ」にすぎない細かな拘束が、控訴人に対する人権侵害処遇であると認識して抗議の声を上げることに問題はないというべきであって、これを「職の適格性を欠く」ことの根拠とすること自体不當である。

(オ) 控訴人が、本件研修命令②に基づく研修において、研修担当者に対し、厚顔無恥、木っ端役人等と発言したり、この研修は犯罪行為です、人権侵害です、都教委は犯罪者集団・人権侵害集団だから証拠を取る、強権を使って私を洗脳しようとしている等と発言したことについても、これらは、控訴人排斥しようとする都議らの意向を受けて、控訴人に対して、憲法を無視した偏向した教育・授業を強制するために、強硬な「指導」を行ってきた都教委に対する言葉であること、この研修が、思想改造を狙って、閉鎖的な空間で毎日思想を変えさせようとするものであつ

たことを考えれば、この程度の発言は許容されるべきであり、このような言動をとらえて、「教職に必要とされる適格性を欠く」と認定することは許されない。

- (カ) 確かに、控訴人は、平成17年11月7日、豊島区立勤労福祉会館で開催された集会において、九段中学校の生徒の特定の保護者の姓及び肩書きを付して書かれている「服務事故報告書」を、控訴人が執行委員長を勤める団体が発行したビラと併せて配布した。しかし、当該集会は、学校外の支援者が集まった集会であり、上記の行為は、処分を受けた控訴人の立場を説明するためのものであるから、控訴人にとっては、当然の権利行使である。特定の保護者の姓と肩書きが記載されていることも、生徒に渡したわけではないから、教育上の問題があるわけではない。
- (キ) 確かに、控訴人は、本件研修命令②に基づく研修において、平成17年12月7日、本件資料の作成、配布に関連して、「個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した箇所がある資料を生徒に配布して授業を行った理由及び教育公務員としてのあなたの考えを述べよ」との課題に対し、「ごく当然の批判であって誹謗中傷では全くない、これを誹謗中傷と判断したのは教育公務員として侵略戦争の反省の上に立ってつくられた日本国憲法の理念を身につけていないことを意味している、このような判断力を持つものは教育公務員としての資質があまりにも不十分である」等と記載した解答を提出した。しかし、表現はいささか攻撃的ではあるものの、控訴人の解答は、内容的には十分に肯首できるものであり、これを変えさせようとする都教委の指導の方にこそ問題があるというべきである。

- ク 本件分限免職処分のきっかけとなった本件戒告処分の対象である本件資料の存在が発覚したのは、古賀都議が、親しい友人であり、「控訴人を刺す」とまで言ったことのあるPTA副会長から本件資料を入手し、自らの

権力を濫用して、都教委の指導部指導課長を呼びつけ、調査命令を発したこと、及び同 P T A 副会長の都教委等に対する手紙にある。本件分限免職処分は、古賀都議等の政治的圧力を受けて行われたことが明らかであり、旧教育基本法 10 条 1 項が禁ずる「不当な支配の禁止」の趣旨により違法であるとともに、本来考慮すべきではない事情を考慮してされたものであるから、著しい裁量権の濫用があるものとして違法であることを免れない。

ケ また、仮に、控訴人が「教育公務員としての職に必要な適格性」を欠いていたとしても、以下の点に照らせば、本件分限免職処分は、比例原則に違反しており、取り消されるべきである。

(イ) 平成 9 年 4 月～平成 19 年 9 月の約 10 年間における小学校・中学校・高等学校の分限免職者は 21 名である。

また、上記 21 名のうち、処分事由が地公法 28 条 1 項 3 号の「不適格」だけで分限免職処分を受けたのは控訴人を含めて 6 名であるが、そのうち 3 名は指導力不足教員として認定された者であり、他の 1 名は体罰・暴行、職務命令違反を繰り返したと認められる者、他の 1 名は学校事務員が不適切な会計処理を行ったというものである。これに対し、控訴人の場合は、都教委という公権力にとって都合の悪い、「憲法の侵略戦争否定の事実や侵略と植民地支配への反省を国の内外に表明した日本政府の見解に立つ歴史認識に基づいて、教科書発行会社や政治家を批判した授業を行った。」などという言動をもって分限処分とされたものであるから、本件分限免職処分は、明らかに著しく重きに失し、比例原則に反しており、都教委の裁量権の逸脱濫用の程度は著しいから、違法である。

(イ) 本件分限免職処分は、懲戒免職処分に匹敵する不利益処分であることから、停職以上の懲戒処分例と比較すると、都教委は、控訴人について、殊更重い量定を行っているといえ、本件分限免職処分の比例原則違反は

明らかである。

(6) 本件分限免職処分の手続的違法

本件分限免職処分には、以下の手続違反が認められるので、この点のみを理由としても、同処分自体違法となる。

ア 地教行法38条1項の趣旨違反

地教行法38条1項の趣旨は、都道府県教育委員会の任免権行使に際し、市町村教育委員会の意見を反映させることにある。その趣旨にかんがみれば、意見が異なる場合には、両者において一定の協議をすることが予定されているというべきである。

本件では、区教委は、平成18年3月28日付で研修継続を内申しているにもかかわらず、都教委は、区教委と協議するどころか、事前の通知を一切することもなく、同月29日付で本件分限免職処分をしており、同項の趣旨を逸脱している。特に、控訴人に対する今回の研修は半年程度であり、以前の長期研修とくらべて極めて短く、更に研修を継続することが可能であったから、区教委の内申を無視して処分を強行した違法性は大きい。

原審の判断は、最高裁昭和61年3月13日第一小法廷判決・民集40巻2号258頁に違反する。

イ 本件条例3条3項違反

本件条例3条3項は、「法28条1項3号の規定により職員を降任し、若しくは免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする」と規定している。

しかるに、都教委は、控訴人に降任ないしは転職の打診すらせず、他の職への転職を検討することをしなかった上、できる限り分限免職を避けるという本件条例3条3項の趣旨及び通常の慣習によれば、分限免職処分が

適用される事案にあっては、口頭又は文書をもって、対象者に対し、事前に警告を行い、それでも改善がみられない場合に、「依願退職するか分限免職か」の選択肢を与えるのが通例であるにもかかわらず、本件においては、控訴人に対し、そのような警告を与えることも、選択の機会を与えることもしなかった。

#### ウ 地教行法47条の2違反

県費負担教職員は、教員たる地位と地方公務員たる地位とを併有しているから、地教行法47条の2第1項各号に該当する場合には、教員たる地位にふさわしくない者として、教員としての適格性を欠くことになり、同項に基づく「免職」、「採用」、すなわち、実質上の転任をすることが許容されるところ、地公法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するとして免職することは、「公務員たる地位を失うという重大な結果」をもたらすものであるから、教員としての適格性を欠くというだけでは足りず、教員以外の「転職可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性」を欠いているときに限ってこれを行うことができ、その判断に当たっても、「特に厳密、慎重であることが要求される」ものである。しかるに、本件では、控訴人はパソコンで書類を作成することが得意であり一般事務職に適応して業務をこなすことができるにもかかわらず、都教委は、転職につき全く検討していない。

#### エ 告知・聴聞・弁明の機会の付与が必要であるという適正手続違反

行政手続にも憲法31条が適用ないし準用されるべきである。これを具具体化したのが行政手続法であり、同法は告知・聴聞・弁明の機会の付与を規定している（同法15条、30条）。本件のように、公務員の職を剥奪するという極めて重大な処分については、同法15条、30条、ひいてはその根拠である憲法31条の趣旨が適用されるというべきである。

原審は、都教委が、平成18年3月2日と24日の2度の事情聴取の機

会を与えたことを指摘するが、担当者自身、この事情聴取が分限処分のためのものではなかったことを認めている。この事情聴取の機会をもって手続保障があったとする原審の判断は誤っている。

#### オ 二重処分の禁止

「二重処分の禁止」という概念は、懲戒処分か、分限処分かを問わず、適正手続の理念から派生する手続の1回性の原則（憲法31条）及び「二重の危険の回避」（憲法39条）との見地から、1つの事象について二重に処分することを禁じたものである。分限免職処分は、戒告などの懲戒よりもいっそう重大な不利益処分であるから、その形式を問わず、二重処分性が考慮されるべきである。この控訴人の主張について、原審は、何ら判断しておらず、理由不備ないし判断脱漏の違法がある。

また、被控訴人らは、以前の処分に現れた性向に着目した分限処分であるから二重処分ではないと主張するようであるが、前記のとおり、第1次、第2次懲戒処分の対象行為と本件戒告処分の対象行為は異質のものである。控訴人については、2年7か月の研修の成果により、以後同様の非違行為はないのであって、控訴人が本件各研修命令に基づく研修において助言指導を理解しなかったのは、この研修が控訴人に反省すべき点がないのにその反省を迫るものであり、控訴人に対し、古賀都議や扶桑社の教科書が批判の対象とならないことを示すような学問的説得が何らなかつたことによるものであるから、控訴人に責められるところはない。本件分限免職処分は、単に、以前の懲戒処分、研修処分及び戒告処分があったことを理由とするものであり、二重処分というべきである。

### 9 当審における被控訴人東京都の主張

- (1) 控訴人は、原審が極めて恣意的に控訴人にとって不利な事実ばかりを認定し、有利な事実を無視するという、不公正な事実認定をしていると論難するが、本件の中心的争点は、本件戒告処分及び本件分限免職処分が適法でないも

のであるか否かであるから、この点についての主要事実を中心に事実の存否について認定、判示するのは当然のことである。

(2) 控訴人は、本件資料には、野中広務元官房長官の発言等も記載されており、それらも特定人を批判しているにもかかわらず、これらに言及することなく、本件記載のみを問題にすることを問題とする。しかし、野中元官房長官の発言等の文章は、あくまで「引用文」なのであり、控訴人の見解を示すこととは全く質が異なるものであるし、授業において、教師が、「ある政治家がある政治家を批判している」と生徒に教えることと、私（教師）が、「私はこの人を批判する」と生徒に教えることとでは、生徒に対する影響は全く異なることは明らかであるにもかかわらず、その違いも理解できないのであれば、そのこと自体、控訴人の教員としての適格性欠如の徵表である。

(3) 控訴人は、古賀都議や扶桑社に対する本件記載は客観的に正しいものであり、正当な批判であって、揶揄ではないと主張する。

しかしながら、「歴史認識」について絶対的に正しいものなど存在しない。控訴人の主張は、控訴人の歴史認識が絶対的に正しいものであり、古賀都議と扶桑社の歴史認識は完全に誤っているというものであり、これを、普通教育における授業の場で、教師の意見として表現すること自体、問題を生ずるものである。しかも、本件記載で用いられているのは古賀都議について「恥を晒す」、「歴史偽造『主義者』」、扶桑社について「歴史偽造で有名な」という表現であることに照らせば、これを「揶揄」したものと評価することは誤っていない。

(4) 控訴人は、平成17年8月31日の産経新聞の記事（甲15）を問題にしているが、都教委は、同月30日に本件戒告処分の記者発表をしているのであるから、同処分が翌日の新聞記事となること自体は何ら問題となるものではなく、研修に関する部分についても、同記事は、「この女性教師に研修を命ずる方針」というものであり、「長期研修を命ずる」というものではない

ことからも明らかなどおり、都教委が産経新聞にのみ不正に情報を漏洩・リークしたかのごとき控訴人の主張は、憶測にすぎない。

(5) 控訴人は、本件研修命令②は、本件研修命令①に基づく研修の成果を踏まえずに発令されたものであり、あらかじめ「規定方針」として決定されていたものであると主張するが、同事実は否認する。丙27から明らかなどおり、区教委は、控訴人が、区教委における研修発令書の交付拒否を始め、研修期間中にたびたび年次有給休暇を取るなどしたため、十分な研修成果を上げることができなかつたことから、本件研修命令②に基づく研修を行うことにしたものである。

(6) 第1次懲戒処分の対象となった行為については、当該プリントを読んだ2名の生徒が、直ちに、担当教諭に対し、当該保護者の子どもがかわいそうなので、控訴人に同プリントを配布するのをやめさせてほしいと言ってきており、控訴人が当該保護者が特定されることはないと誤信していたのであれば、生徒でも分かることが分からなかつたということになるのであり、その事実からも、控訴人には教育公務員として絶対に必要とされる「生徒を思いやる心」が欠けていると判断せざるを得ない。

第2次懲戒処分の対象になった行為についても、当該保護者はあくまで個人としての控訴人個人を訴えたのであり、同訴訟はあくまで私的紛争であつたのに、現時点においても「当然の行為である」と主張すること自体、控訴人の教員としての不適格性を徴表するものである。

そして、控訴人は、本件原審における本人尋問においても、第1次懲戒処分の対象となった行為について、現在でも正当なものであると思っている旨を供述しており、本件資料中の本件記載についても、一貫して、正しいことを言っているのであって問題とされるいわれはないという対応であるから、生徒や保護者との信頼関係に与える影響等の問題について思いを至さないという意味で、第1次、第2次懲戒処分の対象になった行為と本件戒告処分の

対象となった行為は同質のものである。

控訴人は、第1次懲戒処分の対象となった行為における「アサハカ」、「チクリ」という表現と、本件記載にある「歴史偽造主義者」という表現との違いを主張するが、これらが生徒、保護者に与える影響は同じものである。そして、授業で使用する教材において、保護者についてであれ、都議会議員についてであれ、これを誹謗するという点で、第1次懲戒処分の対象となった行為と本件戒告処分の対象になった行為は同質のものである。

- (7) 平成11年9月～平成14年3月の2年7月にわたって行われた研修成果は「課題は残るもの、問題は見られなかった」というものであり、都教委としては、今後は同種の非違行為を行うことはないと判断の下に教育現場に復帰させたのである、研修により控訴人の「教育公務員としての適格性を完全に認められた」がゆえに教育現場に復帰させたというものではない。
- (8) 控訴人は、原審の、控訴人が本件研修命令①に基づく研修において作成・提出した各研修課題の回答の大半が、従前の紙上討論授業の資料をそのまま転記したものであったとの認定を、証拠に基づかないものであると論難するが、例えば、平成17年9月2日における控訴人作成の解答は、全22頁のうち、控訴人記載部分はわずかに2頁にすぎないのであり、その余の20頁は「従前行った紙上討論授業の資料をそのまま転記したもの」と思われるものであり、同論難は不当である。
- (9) 控訴人は、本件研修命令②に基づく研修の内容が不当であったから抗議した旨主張するが、控訴人は、具体的な研修が開始する前に抗議文を読み上げる等の問題行動を行っている。また、控訴人は、東京都職員研修センターの守屋企画課長及び種村統括主事に対し、「裁判の証拠とするために録音している」旨を明言しているのであり、地公法35条が規定する職務専念義務として「研修専念義務」を負っている控訴人が、研修中にそのような録音をすることが許されるものではないことは明らかである。本件研修命令②に基づ

く研修中の控訴人の言動からは、控訴人には研修受講者であるとの基本的認識が欠如していたことが明らかであり、この点からして、控訴人には、「簡単には矯正することができない持続性を有する素質、能力、性格等」があるものと判断せざるを得ないのである。

- (10) 控訴人が港区立御成門中学校へ異動する内示を受けていたのは、当時控訴人が在籍していた九段中学校が、平成18年4月1日から6年制の区立中等教育学校になることになっていたため、区立中等教育学校の設立に伴い、控訴人も、同校の他のすべての教員と同様、異動対象となっていたことによるものであって、控訴人の教員としての適格性の有無とは全く関係しないものである。本件分限免職処分がされるまでは県費負担教職員である以上、異動内示がされることはある。
- (11) 長束小事件判決の射程距離を考えるに当たっては、これが小学校校長に対する降格が問題とされた事案であり、原審判決を破棄差し戻したものであることを考慮する必要がある。分限免職処分に関する最高裁平成16年3月25日第一小法廷判決・判例時報1871号22頁は、長束小事件判決を引用するものの、同判決の「特に厳密、慎重であることが要求される」との判示部分は引用していない。控訴人は、分限免職処分を「『死刑』にも等しい重大な処分である」と主張するが、分限免職処分は、公務員として適格性を有しないと判断された者に、退職金を支払った上で公務員の地位から去ってもらうものであり、「死刑」と表現すること自体に問題がある。
- (12) 控訴人は、分限免職処分が任命権者の裁量権の範囲内であるか否かを考えるに当たっては、対外的な影響として韓国などにおける批判を考慮すべきであると主張するが、そのような点を考慮することは、分限制度の目的と関係のない目的や動機に基づいて分限免職処分の当否を判断することになり、許されない。
- (13) 控訴人は、都教委は、控訴人につき、「その現に有する適格性を必要とす



る他の職に転任させることができるか」を検討すらしておらず、本件分限免職処分は、本件条例3条3項に違反すると主張する。

しかしながら、控訴人は県費負担教職員であり、他の職への異動はそもそも不可能であり、また、県費負担教員の場合には、「職」として、校長、副校长、教諭、助教諭等が存するが、助教諭は教育職員免許法5条5項から明らかなどおり、臨時免許状を有する者の職であるから、普通免許状を有する控訴人にとっては、下位の職には該当せず、結局、控訴人には「転任」も「降任」もあり得ないのであるから、上記主張は失当である。

- (14) 任免権者の決定内容は、地教行法38条1項所定の内申に拘束されるものではないから、区教委の内申が分限免職処分相当というものでなかつたことによって、同項違反の問題は生じない。
- (15) 地教行法47条の2の規定は、教員の職務は児童生徒の人格形成にかかわり、重大な影響を与えるものであること等から、各都道府県教育委員会が、指導が不適切な教員について、より適切に対応することができるよう、分限免職などに至るほどではないが、児童生徒に対する指導が不適切であることなどの要件を満たす県費負担教職員を免職し、引き続いて都道府県の教員以外の職員に採用することができるよう措置を講じるものとして新設されたものであり、これが設けられたことにより、分限処分の要件には何ら変更が生ずるものではないから、控訴人による同項の解釈は失当である。
- (16) 控訴人は、本件分限免職処分が著しく苛酷であって、公正原則に違反し、裁量権の逸脱・濫用が認められると主張し、その根拠として、本件戒告処分の原因となった事実が、11枚の本件資料のなかのわずか数行にわたる部分の表現であることを指摘するが、わずか数行であっても、許されないものは許されないのであって、同指摘は失当である。また、控訴人は、免職とせず、長期の研修をすることもあり得るとも指摘するが、長期研修そのものを「イヤガラセ研修」等であると主張する者に対し研修を続けることが無意味であ

ることは明らかなのである、同指摘も失当である。控訴人は、都教委が他の被処分者に対する処分と比べると重きに失し、比例原則に反するとも主張するが、本件は、第1次懲戒処分、第2次懲戒処分及び2年7か月にわたる長期研修を受けた控訴人が、再度同種の問題行動を行い、平成17年9月1日から研修を受けたにもかかわらず、その研修を「イヤガラセ研修」、「人権侵害研修」であると主張し続けたという、まさに特異特殊な事案であり、比例原則等が問題となる余地がない事案であるから、同主張も失当である。

(17) 本件の発端は、古賀都議からの情報提供であることは事実であるが、都教委は、区教委を通じて事実調査を行い、事実を確認して、控訴人の行った事実に基づき、自らの判断で本件戒告処分及び本件分限免職処分をしたものであって、古賀都議の介入によりこれらを行ったものではない。

(18) 控訴人は、本件分限免職処分は二重処分であって、憲法31条、39条の趣旨に照らして違法・無効であると主張する。

しかしながら、懲戒処分と分限処分との関係については、懲戒処分は、公務員関係における秩序を維持するという観点から、職員にその個々の義務違反に対する責任を問うものであるのに対し、分限処分は、職員の採用に当たり行われる競争試験又は選考の結果だけでは職務を遂行する能力を完全に実証するとはいひ難いことから、いったん採用された職員の中に適格性を欠く者があるときは、これを排除し、もって職員の採用を能力実証に基づいて行うという成績主義の原則を実現しようとの観点から、その官職に引き続き任用しておくことが適当ないと認められる職員に対してされるものであり、2つの処分の性質は本質的に異なるものであるから、処分権者としては、当該職員に対し、免職以外の懲戒処分をすると同時に、それ以前の勤務実績をも併せ考慮することにより、その官職に引き続き任用しておくことが適当ないと認めたときは、分限処分としての免職処分をすることもできれば、必要に応じ、免職処分を留保してとりあえず懲戒処分をするにとどめ、その勤

務実績をも考慮にいれた上、その適格性を判断することもできることは、最高裁昭和60年5月20日第二小法廷判決・判例時報1167号21頁が判示するとおりであって、上記控訴人の主張が失当であることは明らかである。

## 10 当審における被控訴人千代田区の主張

- (1) 本件各研修命令の確認請求の訴えにつき確認の利益を認め、これを適法とした原審の判断は誤っている。
- (2) 都教委は、控訴人の任命権者として、区教委に加えて、控訴人に対する研修命令を発令する権限を有していたのであるから（地教行法45条1項及び2項），仮に、控訴人が指摘する新聞記事の記載のとおり、本件戒告処分をした都教委が、区教委とは別に、控訴人に対する研修命令の発令を独自に検討していたとしても、法的に問題はないし、事実としても不自然ではない。なお、同新聞記事も、同日同時点において都教委が控訴人に対する研修を決定したなどとは報じていない。
- (3) 控訴人は、原審が、「本件研修命令①に基づく研修における控訴人の解答の大半は、従前行った紙上討論授業の資料をそのまま転記したものであった」旨を認定したことをもって、証拠に基づかないものであると論難する。しかしながら、丙9～26によれば、同認定に誤りはない。そして、加えて言うならば、本件研修命令①に基づく研修における控訴人の解答からは、控訴人が縷々主張する論文構成の問題以前の、出題者である区教委を揶揄するなど、各課題に正対しない、控訴人の不真面目・不誠実な態度そのものが表れていたのであって、本件研修命令①に基づく研修の成果が上がらないとした区教委の判断には、何らの誤りもない。
- (4) 控訴人は、区教委の依頼を受けて初めて都教委が決定するはずの本件研修命令②が、平成17年8月31日の時点で決定され、外部に漏洩されていたことからすれば、都教委による本件研修命令②は、その裁量権を濫用する不合理なものであるというべきであると主張する。

しかしながら、そもそも本件研修命令②は区教委が発令したものであって、都教委が発令したものではないから、同主張は、主張自体失当である。

(5) 控訴人は、本件各研修の実質的な目的は、控訴人の「教育現場外し」、「教壇からの追放」であって、これが不利益処分であることは明らかであり、裁量権の逸脱・濫用は明らかであると主張する。

しかしながら、本件各研修の内容は、従前足立区教育委員会等が命じて一定の成果が上がったとされた通算2年7月にわたる研修と同様の内容であるし、そもそも研修を受講する際には、研修所や研修センター等の専門施設に通所し、その間、本来の職場を離れるのはごく一般的な形であるから、その点をとらえて、「教育現場外し」、「教壇からの追放」などと指摘すること自体失当であり、本件各研修命令が不利益処分であるという控訴人の主張は、その前提を欠き、失当であって、明白性に反するとの主張も失当である

(6) 控訴人は、本件各研修命令は、違憲・違法な二重処分であると主張する。

しかしながら、所属長が日常的に発する出張の職務命令を無視したことにより懲戒処分が課せられた場合に、その前提となつた出張の職務命令自体が不利益処分と解される余地がないのと同様、本件各研修期間における控訴人の言動等を本件分限免職処分の理由としたという一連の事実経過の存在により本件各研修命令が不利益処分になると解する根拠はなく、控訴人の上記主張は、前提を欠き、理由がない。

(7) 控訴人は、本件各研修の指導内容は、まさに転向強要と思想統制、思想・信条・良心に対する侵害以外の何ものでもなかつたと主張する。しかし、本件各研修が控訴人の教諭・教育公務員としての信条を曲げることを強要し続けるというものであったとする根拠は何ら見当たらず、上記主張も理由がない。

(8) 控訴人は、研修担当職員が控訴人に対し離席の際行き先を告げるよう求めたことを問題にするが、本件各研修を受けることは、あくまで控訴人の職

務であったから、職務専念義務を負っている以上（地方公務員法35条），これをもって直ちに人権侵害があったと評価することは困難である。

(9) 控訴人は、本件各研修命令は、転任又は停職処分に匹敵し、適正手続に違反すると主張する。

しかしながら、研修命令を発令する際に、校長の意見聴取ないし内申を受けるべきとの根拠は何らない上、本件各研修命令が実質的に転任又は停職処分に当たるとする根拠もないから、上記主張も理由がない。なお、事実としては、本件各研修命令による研修の実施は、根深校長に対し、事前に、学校運営に影響がないかを確認することを通じて伝えられており、研修実施後も、根深校長に対し、九段中学校の授業等に支障がないか確認し、同校長からは、第3学年の生徒の様子について「進路選択に向けて、大変落ち着いた授業態度で臨んでいる。」、社会科の授業について「2人の専任の社会科教師で控訴人が持っていた授業をすべてカバーしている。」などの報告を受けるなど、区教委は、控訴人が本件各研修命令に基づく研修を受講している間の配慮も十分にしていたものである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、前記引用に係る原判決摘示の「前提事実」等に基づき検討した結果、後記2以下に示すとおり、本件各研修命令の無効確認の訴えについては不適法であり、その余の訴えに係る請求はいずれも理由がないものと判断する。

2 本件各研修命令の無効確認の訴えの適法性について

(1) 本件各研修命令に基づく研修は、平成18年3月31日をもってすべて終了していること、(2) 控訴人は、本訴において、本件各研修命令が不法行為に該当することを理由として、被控訴人らに対し、これにより被った損害の賠償請求をしていること、(3) 本件各研修命令に基づく7か月の研修を受けたことが本件分限免職処分の理由に取り上げられてはいるものの、控訴人は、本訴において同処分の取消しも求めていること、(4) 昭和25年1月生の控訴人は

本件口頭弁論終結時には定年退職年齢に達しており、本件分限免職処分の取消しが認められるか否かにかかわらず、今後本件各研修命令に続く新たな処分がされる可能性もないことに照らせば、控訴人は、本件各研修命令の無効確認の訴えについて、行政事件訴訟法36条所定の原告適格を有するということはできないから、同訴えは不適法であるといわざるを得ない。

### 3 本件戒告処分について

(1) 証拠によれば、控訴人が本件資料を作成し、これを九段中学校3学年の社会科公民の授業の際生徒に配布した経緯及びこれに先立つ控訴人と古賀都議との間の関係等について、以下の事実が認められる。

ア 控訴人は、平成17年3月、九段中学校2年生の社会科の授業において、日本によるアジアへの侵略戦争と植民地支配について考えさせるためには、韓国のノ・ムヒョン大統領が行った「三・一独立運動記念演説」が、日本国家及び日本国民に向けられた極めて格調高い普遍性を持ったメッセージであるため、植民地支配という歴史的事実と、今それを韓国の人たちがどう認識しているのかを知り、韓国の人たちと眞の友好・信頼をどう作るべきかを考える絶好の教材であると考え、同演説を生徒達と読み、同大統領に手紙を書き、これを同大統領に送付するという実践を行った。控訴人は、同年6月末～7月末、九段中学校3年生の社会科公民の授業で基本的人権を考えるための教材として使用するために、前記の授業の中の「ノ・ムヒョン大統領に手紙を書こう」という課題に対して提出された手紙の一部と、控訴人自身がノ・ムヒョン大統領に宛てて書いた手紙の全文をパソコンで転記して、本件資料（甲6）を作成し、これを、生徒達に配布した（甲85、原審控訴人本人）。

イ 控訴人は、本件記載に挙げた古賀都議の発言（以下「本件発言」という。）をインターネットで調べて把握した（原審控訴人本人）。

本件発言は、平成16年の都議会文教委員会におけるものであり、都議

会ホームページにより公開された記録（乙口19）によれば、数点にわたってされた同都議の質問のうちの1つである国旗・国歌の問題についての質問の前提として同都議がした、国旗に対する評価に関連する意見の開陳の一部としてされたものであって、同発言について、本件記載に書かれた以上のやりとりがあったものではなかった。

ウ 控訴人は、平成12年に第1次懲戒処分の取消しを求める訴え（東京地方裁判所平成12年（行ウ）第297号。以下「第1事件」という）を、平成13年に第2次懲戒処分の取消しを求める訴え（東京地方裁判所平成13年（行ウ）第195号。以下「第2事件」という。）をそれぞれ提起したが、第1事件については平成15年2月19日、第2事件については同月26日、請求棄却の判決が言い渡され（乙口12、16）、いずれも、控訴棄却判決を経て、上告棄却及び上告不受理決定により、平成16年6月8日確定した（乙口13、14、17、18）。

エ 古賀都議は、平成12年11月、他の2名の都議会議員とともに、控訴人について、第1次、第2次懲戒処分に係る行為等を題材とした「こんな偏向教師を許せるか！」という書名の書籍を出版した（甲40）。

控訴人は、平成14年、上記書籍に記載された記述により名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたとして、古賀都議外3名を被告として、慰謝料の支払を求める訴訟を提起する（東京地方裁判所平成14年（ワ）第28215号。以下「第3事件」という。）とともに、平成15年、都教委の職員が控訴人に関して作成された服務事故報告書等を古賀都議外2名の都議会議員に提供して控訴人のプライバシーを侵害したとして、被控訴人東京都に対し、国家賠償法等に基づき損害賠償と謝罪文の掲載を求める訴えを東京地方裁判所に提起した（東京地方裁判所平成15年（ワ）第26152号。以下「第4事件」という。）。第3事件については、平成19年4月27日、控訴人の請求を一部認容する判決が言い渡され（甲4

1），第4事件については、平成18年、請求棄却の判決が言い渡されたが、東京高等裁判所は、平成19年、同判決を取り消し、被控訴人東京都に対し、22万円とこれに対する遅延損害金を控訴人に支払うように命ずる、一部認容判決を言い渡した（甲26）。

(2) 前記引用に係る原判決摘示の「前提事実」及び上記(1)の事実に基づいて検討するに、当裁判所も、控訴人の本件資料作成、配布行為は、地方公務員法33条に違反し、同法29条1項1号及び3号所定の懲戒事由に該当し、本件戒告処分に、憲法26条違反、旧教育基本法10条1項違反及び裁量権の逸脱・濫用があるということはできないものと判断する。その理由は、原判決21頁4～5行目の「客観性なく決めつけて、稚拙な表現で揶揄する」を「揶揄しつつ、貶める」と改め、後記(3)のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(3) 控訴理由は、本件各研修命令及び本件分限免職処分に関するものを含め、原審における主張を繰り返すものが大部分であるが、それらについて当裁判所の判断理由を付加する。

ア 控訴人は、原審が恣意的に控訴人に不利益な事実のみを認定していると主張する。

しかし、事実認定は判断をするのに必要にして十分な範囲で行えば足りるものであり、原審の認定を恣意的ということはできない。なお、当裁判所は、必要な範囲で事実認定を追加した。

イ 控訴人は、都民を代表する立場にある都議会議員の本件発言が、教材を取り上げて学んだことと真っ向から対立する考え方であることから、身近にもこうした誤った考えが流布されていることを示す教材としてこれを取り上げたものであり、古賀都議や扶桑社について授業で取り上げる必要性・必然性があったのである、「殊更に」という認定は誤っていると主張する。

しかしながら、古賀都議の本件発言は、前記のような経緯の中でされたものであり、控訴人自身インターネットで調べて知ったことに照らしても、社会一般に広く明らかにされ、知れ渡った発言とは認められないこと、控訴人と古賀都議の間には、前記認定の訴訟事件を始めとする激しい対立関係があったことに照らせば、本件資料の中で特に古賀都議の発言を取り上げる必要性・必然性があったものと認めることはできず、同主張は採用することができない。

ウ 控訴人は、本件記載に引用した古賀都議の発言や扶桑社に対する本件記載に書いた評価は、日本政府がことあるごとに公に表明してきた立場に基づいており、十分に客觀性を有する批判であって、根拠のない「誹謗」でも、からかうという意味の「揶揄」でもないと主張する。

しかしながら、原審は、控訴人の古賀都議の本件発言や扶桑社の教科書に対する評価の内容を問題としているのではなく、その「表現」を問題にしていることは、判文上明らかであり、上記主張は的外れである。のみならず、「得々として嬉々として」とか「有名な」という文言は、必要なものとは解されず、客觀的かつ冷静な批評ないし批判という域を超えて「揶揄」する趣旨と認められるし、古賀都議に関する部分については、既に認定した本件発言がされた状況及びその一般人への公知性に照らし、また、扶桑社に関する部分については、現に教科書検定を通過したものであることに照らし、また、「情けないことではあります」、「国際的には恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として披露している」、「歴史偽造で有名な」、「歴史偽造主義者達」という表現と相まてば、これをもって「誹謗」と評価するのが相当であり、控訴人の主張は採用することができない。なお、「歴史偽造」などの表現が市販されている書籍等においても用いられているものであるとしても、教師が、中学生に対する指導教材中で、手紙の転載という形をとっているにせよ、自己の見解とし

て用いることは、状況が異なるのであるから、これを誹謗ということの妨げになるものではない。

エ 控訴人は、本件資料には、野中元官房長官が小泉元首相を批判した「一国の総理として我が国歴史に汚点を残した」などという記載もあるのに、古賀都議及び扶桑社に関する部分だけを「誹謗」等に当たるとして問題にするのは不当である旨主張する。

しかしながら、野中元官房長官の発言に関する部分は、批判の域を出ていないものである上、政治家が政治家を批判した事実を生徒に伝えることと、教師自身が特定の個人及び法人を貶める記述をすることとは、中学校の生徒らが、未発達の段階にあり、批判能力をまだ十分には備えていないため、教師の影響力が大きいことにかんがみれば、質の異なるものというべきであるから、上記主張は理由がない。

オ 控訴人は、本件資料の作成・配布・授業での使用は一体のもので切り離すことができないのであり、都教委もまさに授業での本件資料の使用を問題としているのであるから、本件戒告処分が控訴人の教育実践への不当な支配に当たることは明白であると主張する。

しかしながら、本件戒告処分は「不適切な文言」を記載した本件資料を作成・配布し、授業で使用したことを懲戒事由としているのであって、紙上討論授業を始めとする授業の方法や内容を懲戒事由としたものではないことが明らかであるから、これが不当な支配に当たるという控訴人の主張は採用することができない。

カ 控訴人は、本件資料を古賀都議が入手するに至った経緯や、都教委が本件資料の問題を知った経緯、本件戒告処分の発令が根深校長に知らされる前に部外者のマス・メディア等には情報が漏洩・リークされたという事実によれば、本件戒告処分が、古賀都議等の政治的圧力・政治的意図の下で発令されたものであるというべきであると主張する。

しかしながら、都教委は本件戒告処分を発令した平成17年8月30日に同処分の事実を記者発表したものであって（甲15の1），これを発令前に特定のマス・メディアに漏洩したとの事実は認められず、また、都教委が本件資料について知るに至った経緯が控訴人主張に係るようなものであったとしても、引用に係る原判決判示のとおり、都教委は独自の調査をした上で本件戒告処分をしていることに照らせば、同事実をもって、本件戒告処分が古賀都議等の政治的圧力・政治的意図の下で発令されたものであると認めることはできず、上記主張は採用することができない。

#### 4 本件各研修命令について

(1) 既に判示したとおり、本件各研修命令が無効であることの確認を求める訴えは理由がないが、控訴人は、本件で、本件各研修命令を不法行為であると主張し、これによって被った精神的苦痛に対する慰謝料等の支払を求めており、また、本件分限免職処分は、本件各研修命令に基づく研修中の控訴人の言動もその処分理由としていることから、本件各研修命令の違法性の有無についての検討を要するところ、前記引用に係る原判決摘示の「前提事実」に基づいて検討するに、当裁判所も、本件各研修命令が違法であるということはできないと判断する。その理由は、後記(2)のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断」の2(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴理由にかんがみ、理由を付加する。

ア 控訴人は、平成17年8月31日の産経新聞の記事（甲15の4）をもって、本件研修命令②は、本件研修命令①に基づく研修の成果いかんにかかわらず、同日時点で既に都教委の「規定方針」として決定されており、それが外部に漏洩されたことのみをもっても、本件研修命令②がその裁量権を逸脱、濫用する不合理なものであるというべきであると主張する。

しかしながら、本件研修命令②を発令したのは、都教委ではなく区教委

であるし、同事実に照らせば、控訴人指摘に係る新聞記事の「都教委では、『指導に問題がある』として、この女性教師に研修を命ずる方針。」という部分が本件研修命令①ではなく同②を指すと認めるに足りる理由はないといわざるを得ず、同主張は前提を欠き、失当である。

イ 控訴人は、本来、教職員に命じられる「研修」は、「教師としての指導力や資質・スキル・適格性の向上のための研鑽」を目的として発せられるべきものであるが、控訴人に命じられた本件各研修命令に基づく研修の実態は、連日、日がな1日研修報告書の作成に従事せよというものであり、これが、教育公務員にとって、「教育現場外し」、「教壇からの追放」という不利益処分に当たることは明らかであり、このような種類・内容の不明確な研修を科すること自体、憲法の趣旨とする「明確性の原則」に反する違憲・違法なものであり、都教委の裁量権の逸脱、濫用は明らかであると主張する。

しかしながら、引用に係る原判決が判示するとおり、研修の具体的な内容は、主催者の裁量に委ねられているのであって、これが研修に名を借りた権利侵害であると認められるなど、裁量権の逸脱、濫用に当たるというべき特段の事情がない限り、違法の問題は生じないのである。控訴人は、これらの研修が何ら研修・研鑽に資する内容ではなかったと主張するが、仮に控訴人にとってはそうであったとしても、これらは、区教委ないし都教委において真摯に検討された課題設定に基づくものであり、特に本件研修命令②に基づく研修は、一定の成果があったとされた平成11年9月1日～平成14年3月31日の研修内容を参考にして、同様の内容に作成されたものであって（乙口25、50の1・2、原審における証人守屋一幸），研修に名を借りた「教育現場外し」、「教壇からの追放」に当たることを窺わせる証拠はないから、同主張は採用することができない。

ウ 控訴人は、本件各研修命令に基づく研修の「指導内容」は、まさに「転

向強要と思想統制」、「思想・信条・良心に対する侵害」以外の何ものでもないと主張する。

確かに、控訴人に与えられた課題の中には、控訴人の行った授業の内容について述べさせるものがある（甲9の2、3）が、区教委又は都教委が、控訴人に対し、その記述内容につき何らかの指導を行ったものと認めるに足りる証拠はないから、これらも引用に係る原判決が認定する本件各研修命令による研修の目的の範囲内のものと評価することができる。したがつて、本件各研修命令は、控訴人の歴史認識や思想・信条を改めるように求めるものとは認められない。上記主張も失当である。

エ 控訴人は、本件各研修命令に基づく研修における処遇は、控訴人に対する身体的・精神的な拷問であり、研修に名を借りた違憲・違法かつ不当な人権侵害であったと主張する。しかし、控訴人の主張する研修の状況から直ちにそのようにいうことはできず、また、これを裏付けるに足りる証拠はない。

オ 控訴人は、本件各研修命令は、引継ぎや挨拶等もできなかつたものであるから、適正手続に違反すると主張する。しかし、控訴人の主張することを理由に本件各研修命令が適正手続に違反するということはできない。

## 5 本件分限免職処分について

(1) 前記引用に係る原判決摘示の「前提事実」に基づいて検討するに、当裁判所も、控訴人については、教育公務員としての職に必要な適格性を欠く事由があるものと認められ、地公法28条1項3号に基づいて控訴人を免職したことには違憲・違法ではなく、裁量権の逸脱、濫用とはいえず、手続的違法も認められないから、本件分限免職処分に取消事由ないと判断する。その理由は、後記(2)のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第5当裁判所の判断」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴理由にかんがみ、理由を付加する。

ア 控訴人は、原審は、地公法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」の該当性についての判断基準は、長東小事件判決の判示したところに反しており、その結果、「教職に対する情熱」、「教育者としての力量」、「総合的な人間力」のいずれにおいても欠けるところがなく、むしろ、紙上討論授業などで上げてきた高い教育的効果や通常の勤務の良好さという、控訴人が有する「職に要求される一般的な適格性」との関連において判断することを放棄し、わずか数行しか記載されていない古賀都議や扶桑社に対する批判や、過去のたった一度しかない特定の保護者とのトラブル及びこれに基づく戒告・減給処分などの事情のみを考慮して、本件分限免職処分を適法と判断する誤りを犯していると主張する。

しかし、長東小事件判決は、小学校校長に対する降格が問題とされた事案であり、免職処分の適否が問題とされたものではない。そして、免職処分についても、任命権者に裁量権が認められるのであって、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮したり、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであったりする場合に、裁量権の逸脱、濫用が認められるというべきである。

確かに、控訴人は、昭和48年4月1日に東京都公立学校教員として採用されて以来、第1次、第2次懲戒処分及び本件戒告処分以外の懲戒処分を受けたことはなく、教育実績や勤務態度、同僚との信頼関係等に特段の問題があったことは窺えない。しかしながら、控訴人は、第1次懲戒処分についての第1審判決において、控訴人の配布したプリントの記載内容につき、「社会通念上許された範囲を超え、対象となった特定の保護者を侮辱し、誹謗するものである」、「社会通念上許される限度を超えた侮辱的表現により本件保護者の名誉感情を不当に侵害する」などと認定判断され、その判断は控訴審判決によっても維持された上、さらに、「控訴人は・・・意図的に当該保護者を侮辱し、誹謗することも主要な目的の一つとして

記載した」と認定判断されたものであり（乙口12、13），また，第2次懲戒処分についての第2事件の第1審判決において，控訴人の郵送した文書の記載内容につき，「実名をあげて保護者Aを一方的かつ執拗に誹謗中傷した」，「実名をあげ同人を公然と誹謗中傷するものあり，著しく相当性を欠く」などと認定判断され，その判断は控訴審判決によつても維持された（乙口16、17）といふのである。これらの第1次，第2次懲戒処分対象行為と，2年7か月にわたる研修が終わつて復職した約3年3か月後に起きた本件戒告処分対象行為の同質性，引用に係る原判決認定の本件各研修命令に基づく研修における控訴人の言動，及び本件原審における本人尋問においてもなお，上記のとおり判決によつて認定判断された第1次，第2次懲戒処分の対象行為並びに本件戒告処分の対象行為についても，研修中の言動についても，自己の正当性のみを主張し，控訴人の行為が懲戒事由に該当することを否定し続け，第1次懲戒処分の対象行為により侮辱，誹謗された保護者やその子である生徒に対しては，「すまなかつたとは今も全く思っていない」旨の供述をしていることなどの事実を総合すれば，控訴人は，中立，公正に教育を行うべき教育公務員としての自覚と責任感に欠け，自己の見解の正当性に固執し，それと相いれない見解を持つと自分が考える者を誹謗する傾向を有し，懲戒処分や研修を受けてもこれを改善しようとする意思を全く持たないものであつて，それは，簡単に矯正することのできない控訴人の素質，性格に起因するといわざるを得ない。そうすると，紙上討論授業による教育的成果等の控訴人のこれまでの教育実績等を併せ考慮しても，引用に係る原判決が判示するとおり，教育公務員として必要な適格性を欠くとした判断をもつて，苛酷であつて公平の原則に反する，裁量権の逸脱，濫用があるなどということはできない。なお，本件分限免職処分の理由にかんがみれば，これが他の職員に萎縮効果を及ぼすとは考え難いし，公正な世論の批判につながるものということ

はできない。

控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、(ア) 前回の2年7か月の研修により、都教委は、控訴人に教育公務員としての適格性があると判断したからこそ、控訴人を教育現場に復帰させたのであるし、(イ) 区教委も、平成18年3月28日の段階で、都教委に対して、控訴人について研修継続の内申を行っており、加えて、(ウ) 控訴人は、本件分限免職処分直前の同月に、都教委から、同年4月1日付けでの港区立御成門中学校への異動の内示を受けていたのであるから、控訴人に教育公務員としての適格性がないとする判断は、誤っているし、少なくとも裁量権を逸脱していると主張する。

しかしながら、(ア)の点は、前記のとおり、都教委において、控訴人が適格性を欠くと判断したのは、その後に発生した本件戒告処分の対象行為や本件各研修命令に基づく研修中の言動によるものであり、むしろ、2年7か月もの長期にわたる研修を受けたにもかかわらず、その約3年3か月後に、三度、同様の行為を繰り返し、かつ、それが同様の非違行為に当たることの自覚も反省も全く見られないことに基づくのであるから、理由がない。(イ)の点は、区教委の内申は、「東京都教職員研修センターの研修状況報告を踏まえ、継続した研修の実施などの適切な処置を取られるよう願います。」というものであって(乙口20)，区教委が平成18年2月3日付で都教委に提出した服務事故報告書の最終結論が、控訴人について、都教委の「厳正な処置をお願いいたしたい。」とされていた(乙口58)ことに照らしても、控訴人については、次の年度からは異動することが内定していたので、同年4月1日以降は区教委には研修命令を出す等の権限が一切なくなることから、それまでの研修結果等を勘案して、都教委で適切な措置を取ってほしいという趣旨であり、研修を継続することのみが区教委の意向であったわけではないこと(原審における証人酒井寛昭)に照

らし、理由がない。(ウ)の点は、同異動内示は、当時控訴人が在籍していた九段中学校は、同日から6年制の区立中等教育学校になることになっていたため、その時点では県費負担教職員であった控訴人も、同校の他のすべての教員と同様、異動対象となっていたことからされたものと認められるに照らし、理由がない。

ウ 控訴人は、第1次、第2次懲戒処分の対象行為と本件戒告処分の対象行為は、本質的に異なっており、両者を同種の非違行為であるとして、控訴人に、自己と相いれない見解を持つと自分が考える者を誹謗する傾向を有すると判断することは誤りであると主張する。

しかしながら、両者は、対象者や表現ぶりに違いはあるものの、自己と相いれない見解を持つと自分が考える者を、文書中で誹謗したという同種の非違行為であり、これが教師としての問題行動に当たるとは考えないという点で同質のものであるというべきであるから、上記主張は、理由がない。

エ 控訴人は、本件各研修命令に基づく研修中の控訴人の行動は、教員である控訴人の中核的職務である生徒に対する教育の現場でのことではなく、また、控訴人の本件各研修命令に基づく研修中における抗議行動等は、やむにやまれぬ理由があったのであり、これは、「自己の見解と異なる見解を一方的に誹謗する性向、素質、性格の外部的徴表などでは決してないと主張する。

確かに、近藤研修センター長は、第4事件の原因となった、控訴人の個人情報を控訴人を攻撃している古賀都議に違法に漏洩した当人であったことから、控訴人が、同人が控訴人に対して「指導研修」をするということは理不尽であり、近藤所長には控訴人を指導する資質はなく、その指導に服することはできないと感じたであろうことは推測するに難くない。しかしながら、そのことと、本件研修命令②に基づく研修を職務として受ける

専念義務のこととは別個の問題であることは、教育公務員の職にある者としては、当然理解しなければならないことであるから、これをもって控訴人の言動の示す問題性が減殺されることはないとわなければならない。また、控訴人は、強い表現や言葉で反論したのは、「日本は侵略戦争をしていない」などと、一般的に歴史観や政府の公式見解において認められていない一部の見解や、情報漏洩の違法行為を働きながら何らの謝罪も反省もない被控訴人らに対してであり、「自己と異なる主張」に対して、何にでも攻撃反論している訳ではないと主張する。しかしながら、この点も、控訴人の言動の示す問題性を減殺するものではないことは、同様である。また、控訴人は、平成10年9月～平成12年3月における研修でも録音をしたが、研修の成果により、同年4月には九段中学校に現場復帰を認められたと主張するが、職務として研修に専念義務のある者が自分の裁判の証拠にするために研修の様子を録音することが認められるものでないことは、控訴人において当然理解しなければならないことであるから、この点も、控訴人の言動の示す問題性を減殺するものでないことは、同様である。その他、控訴人がるる主張する点も、研修中の控訴人の言動の問題性を減殺するに足りるものではない。

オ 控訴人は、本件分限免職処分は古賀都議等による政治的圧力によるものであるから、裁量権の逸脱、濫用があると主張するが、同処分は、引用に係る原判決が認定するような経緯でされたものであって、古賀都議等による政治的圧力によるものであると認めることはできないから、上記主張は、前提を欠き、失当である。

カ 控訴人は、仮に、控訴人が「教育公務員としての職に必要な適格性」を欠いていたとしても、平成9年4月～平成19年9月の約10年間における他の事例と比較すれば、本件分限免職処分は、比例原則に違反しており、取り消されるべきであると主張する。

しかしながら、控訴人指摘に係る他の分限免職事案との比較をもって、直ちに本件処分が重きに失するということはできないし、停職以上の懲戒事例との比較は、懲戒処分は個々の非違行為・義務違反に対する責任を問うものであるのに対し、分限処分は職員の職に対する適格性を問うものであって、その処分の重さを比較することに意味はないから、上記主張も理由がない。

キ 控訴人は、本件分限免職処分には手続違反があると主張し、(ア) 地教行法38条1項の趣旨違反、(イ) 本件条例3条3項違反、(ウ) 地教行法47条の2違反、(エ) 告知・聴聞・弁明の機会の付与が必要であるという適正手続違反をいう。

しかしながら、(ア) 地教行法38条1項の趣旨は、県費負担教職員が、市町村が設置する学校に勤務し、市町村の教育委員会の管理下に職務に従事することから、都道府県教育委員会の任免権行使に際し、市町村教育委員会の意見を反映させることを期待する点にあるが、任免権者の決定内容が上記内申に拘束されるものではないことはもちろん、区教委と協議することを要件とするものではなく、特に本件における区教委の内申の趣旨は前記のようなものであったのであるから、区教委の意見と都教委の意見の間に食い違いがあったものではなく、同項違反はない。次に、(イ) 本件条例3条3項についても、前記認定の事実によれば、控訴人は、他の職種であれば適格性があるということは困難である上、控訴人のような県費負担教職員の場合には「転任」はあり得ず、また下位の職が存在しないことから「降任」もあり得ないのであり、同項が、分限免職処分が適用される事案にあっては、口頭又は文書をもって、対象者に対し、事前に警告を行い、それでも改善がみられない場合に、「依願退職するか分限免職か」の選択肢を与えることまで規定していると解することはできないから、同項違反の主張は失当である。また、(ウ) 地教行法47条の2が設けられたことに

より、分限処分の要件には何ら変更が生ずるものではないから、本件において同条違反は問題とならない。そして、(エ) 憲法31条は行政手続に直接適用があるものではなく、ただ、行政過程における人権保障の観点から、行政手続法がその15条、30条等で、憲法31条を具体化した規定を定めているところ、行政手続法3条1項9号は、「公務員に対してその職務又は身分に関してされる処分」については上記規定の適用をしないことを定めているのであるから、この点についての手続違反をいう控訴人の主張は、採用することができない。

ク 控訴人は、分限免職処分は、戒告などの懲戒処分よりもいっそう重大な不利益処分であるから、懲戒処分か、分限処分かを問わず、適正手続の理念から派生するところの、1つの事象について二重に処分することを禁じた手続の1回性の原則が適用を認められるべきであり、したがって、本件分限免職処分は二重処分であって、憲法31条、38条の趣旨に照らして違法・無効であると主張する。

しかしながら、懲戒処分と分限処分の性質は本質的に異なるものであるから、処分権者としては、当該職員に対し、免職以外の懲戒処分をすると同時に、それ以前の勤務実績をも併せ考慮することにより、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認めたときは、分限処分としての免職処分をすることもできれば、必要に応じ、免職処分を留保してとりあえず懲戒処分をするにとどめ、その勤務実績をも考慮に入れた上、その適格性を判断することもできることは、前掲最高裁昭和60年5月20日第二小法廷判決が判示するとおりであって、上記控訴人の主張は失当である。

6 よって、本件戒告処分、本件各研修命令及び本件分限免職処分が違法であることを前提とする控訴人の給与支給請求及び損害賠償請求は、その余の点について検討するまでもなく理由がない（なお、本判決確定日の翌日以降の給与の支給を求める訴えは、不適法である。）。

7 以上の次第で、本件については、本件各研修命令の無効の確認を求める訴えは不適法であるからこれをいずれも却下し、その余の訴えに係る請求は理由がないからこれをいずれも棄却するのが相当である。よって、一部結論が異なる原判決主文2項をこれに沿って変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大橋 寛明

裁判官 川口 代志子

裁判官 佐久間 政和

(別紙)

当　事　者　目　録

千葉県我孫子市湖北台10丁目4番10号

控　　訴　　人	増　　田　　都　　子
同訴訟代理人弁護士	和　　久　　田　　修
同	萱　　野　　一　　樹
同	寒　　竹　　里　　江
同	萩　　尾　　健　　太

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被　　控　　訴　　人	東　　京　　都　　都		
(処分の取消しの訴えにつき)			

代表者兼処分行政庁	東　　京　　都　　教　　育　　委　　員　　会
同委員会代表者委員長	木　　村　　孟
訴訟代理人弁護士	松　　崎　　勝
指定代理人	中　　野　　多　　希　　子
同	毛　　利　　友　　紀　　子

(給与支給請求及び損害賠償請求に係る訴えにつき)

代　　表　　者　　知　　事	石　　原　　慎　　太　　郎
指　　定　　代　　理　　人	江　　村　　利　　明
同	村　　木　　健　　司

東京都千代田区九段南1丁目6番11号

被　　控　　訴　　人	千　　代　　田　　区		
(無効確認の訴えにつき)			

代表者兼処分行政庁	千　　代　　田　　区　　教　　育　　委　　員　　会
同委員会代表者委員長	市　　川　　正

(損害賠償請求に係る訴えにつき)

代	表	者	区	長	石	川	雅	己
指	定	代	理	人	河	合	由	男
同	同	同	同		山	田	幸	紀
					木	村	美	男
					纓	片	淳	子
					神	河	洋	一
								行

これは正本である。

平成23年2月10日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 本田

